

第四百十五回
会

参議院農林水産委員会會議録第二十六号

平成十一年七月二十七日(火曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 野間 昶君
理事 岩永 浩美君
三浦 一水君
和田 洋子君
須藤美也子君
谷本 嶺君

委員 岸 宏一君
国井 正幸君
佐藤 昭郎君
中川 義雄君
長峯 基君
森下 博之君
久保 亘君
郡司 彰君
薬科 満治君
風間 昶君
木庭健太郎君
大沢 辰美君
阿曾田 清君
石井 一二君

國務大臣 農林水産大臣 中川 昭一君

政府委員 厚生省生活衛生局長 小野 昭雄君

農林水産省経済局長 竹中 美晴君

農林水産省構造改善局長 渡辺 好明君
農林水産省農産園芸局長 樋口 久俊君
林野庁長官 山本 徹君
建設省河川局長 竹村公太郎君
事務局側 常任委員会専門員 鈴木 威男君

○農林水産省の整備に付した案件
○農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(野間昶君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。
本案につきましては既に趣旨説明を聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。
質疑のある方は順次御発言を願います。
○佐藤昭郎君 おはようございます。自由民主党の佐藤昭郎でございます。

きょうはいよいよ農振法の改正についての審議ということで、今国会は食料・農業・農村基本法案を初めとして、十三本の法律のうち十二本の審議が終わりまして、いよいよきょうこれから審議されます農振法が最後ということで、感無量のものがあるわけでございます。

新農業基本法に定められました理念、これを行なう関連法律をつくって実施していくわけでございますが、私は前回の審議でも申し上げたんですけれども、今この理念を実行へ移していくには農家の方、消費者の方、そして行政また政治、これが連携しながら取り組んでいかなきゃいけない大事な時期だと思うんです。

冒頭、大臣の方に、この連携というものに対して冷水を浴びせるような事柄につきまして農水省のお考えを少し伺っておきたいと思っております。

去る七月十日に発売されました文芸春秋の八月号、ここに石井紘基国會議員の名前でこんな記事が出ております。「私が見た「族議員」利権システム」という記事でございます。私もこれを読ませていただいたんですが、非常に読者をミスリードする事実誤認の記述が多数あるんです。

たくさんあるんですけど、一つ申し上げますと、土地改良事業をやるときに三分の一の同意を集めれば事業が実施できまして負担金を徴収できる、これは実際は御案内のように最低三分の一、〇〇%の同意がなきゃほとんど無理でございます。

あるいは都道府県土連が建設工事を請け負って建設業者に丸投げしているという、これも全然できないわけですね、やっていない。もう一つ申し上げますと、土地改良資金協会等が補助金を自由裁量していると、こういう記述もございました。

私は、これを読んだときに、余りにも多くの事実と違ふ記述があるので関係者は一読されてもう意に介さないだろうと思っておったんです。ただ、先々週、地方に参りまして農業基本法の説明を関係者の方に申し上げた、あるいは私のところにも全国から陳情者の方が来られますけれども、その方々の話を聞きまして少し考えが変わったんです。

皆さんがおっしゃるには、天下の文芸春秋が取り上げた、我々はわかるんだけど、知らない読者の方々はこれは本当だと思ってしまう、ショックだ、こういうことでございます。

冒頭申し上げましたように、今、受益者の方、農家の方、消費者、国民全体が一体となって取り組んでいかなきゃいかぬときに、非常に問題な記事だと僕は思うんです。農林水産省として、これ

は大に、この記事をどのように受けとめられたか、この点を伺いたいと思っております。

○國務大臣(中川昭一君) おはようございます。よろしくお願いたします。

今、佐藤先生の御質問の文芸春秋でございますが、すぐ私の手元に参りましたが、まず先生御指摘のように、同意が三分の一か三分の二かという基本的なことすら間違っておる記事でございますから、手元に置いたまま見るに値しないと私は思っております。

ただし、先生御指摘のように、新しい基本法のもとでこれから農業・農村そして食料政策を進めていく上で、農業農村整備事業について多大な事実誤認があるということ、しかも影響力のある雑誌でございますから、我が省といたしましては、出版社そして著者でございます石井議員に訂正を申し入れたところでございます。そういった基本的な事実誤認については一部御納得された、御了承されたというふうには思っておりますけれども、与える影響は非常に大きい、誤解を与えるわけでございますので、我々としては今後も必要な措置をとっていかなければならないというふうに思っております。

いずれにいたしましても、新しい基本法のもとでの農政の着実な推進、国民的な理解と信頼のもとでの推進に今後も一層邁進してまいりたいと考えております。

○佐藤昭郎君 中川大臣の御答弁を大変力強く伺いました。こういう誤った記事に対する厳正な対応をお願いするとともに、今、大臣おっしゃいますけれども、こういった記事に惑わされることなく、今惑わされていないというお話を伺いましていただきたいと思います。

さて、農振法に関する御質問でございます。

この農振法を非常に大事な法律だというふうには僕は考えております。新基本法関連の最後の法律ということもございまして、全国の関係者の方々、特に土地に関係する方々は、新基本法に記述された理念が農地あるいは農村地域の土地利用の上に一体どのように具体化していくんだらうかというところに本当に関心があるわけです。ただ、中身について、どういふふうなものが具体的に変わってくるのだらうかという点について情報が不足していると思いますので、その点を少し伺っていききたいと思います。

まず、第三条の二、「基本指針の作成」というのがございます。この第二項の第一号、二号で、農林水産大臣は、農用地の確保に関する基本的な方向、それから農業振興地域の指定の基準に関する事項、この二つを定めることになっております。御案内のように、新農業基本法では、たしか第十五条でございすけれども、食料自給率の目標を明示する、その関係で自給率が決まっております。そして、国内の作付面積、農地の利用率が決まっておりますと、自動的にいいますか、ある意味では必要農地面積というのが出てくる。

この関係で、今回、農林水産省としては、確保に関する基本的な方向、これを具体的にどのような形で定められようとしているのか、この点をわかりやすくひとつ御説明していただきたいと思っております。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生から御指摘がございましたように、基本法の中で基本計画を定め、そして自給率の目標を定めるわけでございます。その前提として、当然のことながら各種の農産物につきましてそれぞれ必要な作付面積、必要な農地面積というものを積み上げてくるわけでございます。その結果、基本計画の中では必要な農地の総量というものが出てまいります。その必要農地の総量の中で、とりわけ優良農地として一体どれだけのものをどの地域で確保していくのかということが問題になります。

今回の農振法の改正によりまして、農林水産大

臣が基本指針を策定することとなりました。その中で集団的な農地あるいは土地基盤整備が実施された農地、こういったものを優良農地として位置づけをいたしまして、この面積について、さらに農用地の確保をどういふふうに関っていくかということについて基本指針で明らかにしたいと思っております。

農業を振興すべき地域の指定の基準につきましても、これまで運用の中でいろいろ実績があるわけでございますけれども、これを法定化したしましてきちんと位置づけをしていきたいというふうな考えでおるわけでございます。

○佐藤昭郎君 続いて、今の農地総量の確保について重大な変更がここで行われるわけですが、第四條関係に都道府県知事の定める基本方針がございす。第四條の二で、大臣が定めた基本指針に基づきまして、各都道府県知事が基本方針を定めていかれるわけですが、第四條第二項第一号に「農用地等の確保に関する事項」というのがございす。

そして、この点は総量を確保していく担保の關係だと僕は思うんですが、第五條に、農林水産大臣は必要があると認めたときは今の第二項第一号にかかわる事項については変更をするための必要な措置をとるべきことを指示することができると、これはいろいろ経済情勢やその他の状況で基本方針を変更する状況が生じたときには、この点に關してだけは大臣が指示をするという説明になっている。

これは先ほど局長の方から御説明ありましたけれども、平時の自給率あるいは不測の事態の食料安全保障の面から考えて、これだけの農地総量というのはいくら必要であると考えたときに、この連携で都道府県が定める基本方針も国がやはり相対程度関与していくこととしていっているのかといった点、この都道府県知事が定める「農用地等の確保に関する事項」の少し具体的な中身、そして国がどのようにこれを担保していくかというところ、その点を伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 今回の農振法の改正、もちろん一番重要なことは新しい基本法との関連において改正をさせていただきたいということとございすけれども、同時に地方分権ということも十分に頭に入れております。地方分権の議論を通じて、食料の安定供給というのは国の責務であるということとを地方分権委員会にも御納得をいただきました。

そういう点から、国としては、農林水産大臣が策定をする基本指針の中で、農地とりわけ優良農地の面積について示していきたいというふうなことを定めておられましたけれども、今回この国の指針を踏まえまして、各都道府県におかれましては必要に応じて農用地の面積を明らかにしていくことが私は望ましいと思っております。また、そのような方向での対応を期待したいと考えておるわけでございます。

国の責務である食料の安定供給とそれぞれ都道府県知事が定める優良農地の面積との間にそごが生じますと国としての責任も果たせませんので、分権としての国と県の協議にはなっておりますけれども、それについて国が必要な指示をできるという規定を盛り込ませていただいたのはそういう趣旨からでございます。

○佐藤昭郎君 今、この委員部からいただいた資料なんかも拝見いたしますと、農地面積が四百九十一万ヘクタールまで落ちて、農振農用地の面積は四百三十五万まで落ちてきています。これにひとつ歯止めをかけて、しかも各県が定められる基本方針で農地の確保に関する事項を定めていく、これはこれから非常に難しい作業が予測されると思ひます。また、国とのすり合わせというの也非常に大きな作業になってくると思ひます。いずれにしても、この基本法の自給率と同様に来年の三月三十一日まで、今年度までにこれをお定めになるということになるわけでございますね。しかし、その大変な作業があるというふうには僕は思っております。

ります。

考えてみますと、農地として土地を利用する場合と、都市的に利用する場合というのは上がる収益が全然違うわけですね。したがって、農業サイドとして土地利用をある程度確保していくこととするときには、本当に地域や農業者の方々にとってインセンティブが必要だと僕は思っております。そうしないと、ここに書かれた確保について、指針についても絵にかいたもちになるおそれがある。こころを、農業サイドの土地利用に対するインセンティブといいますが、確保していくインセンティブ、こういった面についてどのようにお考えになつていられるのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 農振農用地区域内の優良農地というのは基本的に集団的な農地、それから農業生産基盤整備事業、圃場整備等をやった非常に生産力の高い農地ということになります。したがって、この地域内では農業を継続してやり、かつ高い生産性を持った農業をやるという意味で、この農用地区域内の農地に対しては集中的に農業投資をするということが一番だろうと思ひます。

それから、近年では、特に担い手、後継者がいないという事柄も問題になってきておりますので、そういった後継者が生活をしやすい、農業生産、農業経営活動をしやすいような、そういうふうな工夫も今回はさせていただいております。

具体的に申し上げますと、市町村の農業振興地域整備計画の中で内容を拡充いたしまして、農用地等の保全に関する事項とあわせて、新たに担い手のための技術の習得であるとか情報提供等々、そういった関連施設の整備をするための事項を盛り込むということも考えさせていただいております。面的な投資のほかに人的なインセンティブも与えていくということでございます。

○佐藤昭郎君 さて次は、やはり今回の改正の僕はある点では目玉じゃないかと大変期待したところ、この第八條の市町村の定める地域整備計画、

これについて少し伺っていききたいと思ひます。

先ほどの地方分権推進法の関係で、県知事に対する協議、認可が協議になったというような改正もあつたわけでございますが、基本法なり、それから木村尚三郎先生が座長になられました基本問題調査会、こゝら辺でも美しく住みよい農村空間の創造のための総合的整備、こういったものをやっていくんだ、この理念がうたわれたわけでございます。

これが今回、市町村の定める整備計画、この改正の中で、具体的にどんなところが変わったんだという点がちょっとわかりづらいと思ひます。その点、わかりやすくひとつ説明していただきます。

○政府委員(渡辺好明君) 考え方の問題と、それから具体的に何をやるかということと二つあるわけでは。

考え方の問題としては、地方分権の中で上から下といふ、中央と地方というふうな上意下達型ではなくて、国と都道府県、市町村が同等の関係にあるというふうな整備をさせていたいただきました。もちろん、先ほどのように、国の責務との関係で一部同意の協議であるとか、指示とかいうことも含まれておりますけれども、基本的には我が町、我が村をどうするかということについては、一番現場に近い市町村や都道府県が具体的な運用を行えるようにするといふ点でございます。

それからもう一つは、具体的な整備の中身として、先ほどの説明と重複をいたしますけれども、農用地等の保全に関する事項とあわせて、新たに担い手確保の一環として技術の習得、例えば研修施設あるいは集会をするようなものとか、あるいはさらには情報を発信し受信するようないつた基盤、そういうものを農業を担うべき者の育成及び確保のための施設という形で、市町村の計画の中に位置づけをするということでございます。こういった施設は、新しい基本法の五条の農村の振興の観点から非常に重要なものの一つでございます。

いまして、今回の改正による計画事項の拡充というの、こういう点で農村の整備に考え方の面でも具体的な項目の面で寄与できるのではないかとこのように考えております。

○佐藤昭郎君 今、局長さんの方から御説明があつたんですが、私はそれは非常に有効である、有意義であると思ひますけれども、これは私の希望あるいは将来の姿でございますけれども、二十世紀に向けて大きく中央省庁の組織も変わりますし、この農業基本法を初めとして四十年ぶりの大改革、この中でも少し積極的な形が農村地域の土地利用の中にできなかったのかという感じがいたします。

もう御案内だと思ひますけれども、例えば西ドイツでは、一九七六年ですけれども二十年以上も前でございまして、農地整備法を改正いたしました。集落の整備、住宅用地も含めまして集落の再整備についてこの農地整備法の中で計画を制定して、それから集落効果といふもの、この農地整備法の中で、農村地域の都市的な土地利用なり、河川や道路についての計画もその所管する省庁と協議した後その計画の中に一緒に入れてしまつて、その市町村の整備計画が成立したと同時に、それら関連法案のいふような規制も集中して同時に発効するといふような非常に画期的な法律改正、これを二十年前になされたわけでは。

やはり、日本の場合、どうしても各省庁の所管の所掌事務というのがございまして、この点非常に市町村にとつては使いづらい体系になつておるわけでございまして、将来の課題として農村地域の土地利用計画、これはひとつ農林水産省がある意味ではインシアチブを持って取り組んでいただきたい、この思ひます。これは局長がうなづいておられますので、そのとおりだということだと思ひますので、答弁は結構でございます。さて次に、農水省がこれをやるべきだ、農村地域の土地利用についても積極的にやるべきだといふことを申し上げるバックグラウンドについて少し御説明したいんですが、これは何と

いっても具体的な土地利用の調整、整序化を実現するツールである圃場整備事業を持つていふことだと思ひます。この農振法なり国土利用計画法、法律の上ではいふことが書いてありますけれども、実際に地面に、地べたに落ちていつたときとだけだけのことができるかといふことになりまして、具体的なハード事業が行われて、それを契機に土地利用を整序化していくしか道がないと思ひます。

都市計画法では都市区画整理事業といふのを都市計画の母と申しておりますけれども、圃場整備事業といふのはまさに農村地域の土地利用の母だと僕は思ひます。圃場整備事業といふものに対していろいろ公共事業批判といふものもございまして、米が余つているときに水田整備するのは何事だといふようないわれのない、実は米も食料も大事なんですから、批判があるんですけれども、本当に大きな圃場整備事業の効用といふのは農村地域の土地利用の整序化だと思ひます。

そこで、これまでにも換地の手法を活用されて、例えば公共用地でありますとか、そのほかいろいろな非農用地を創出してきた事例が僕は非常に圃場整備でもたくさんあると思ひます。ここでひとつ具体的な数値、どれぐらいのことを圃場整備事業でこういったことをなさつてきていたのか、国民の方々でわからない方も多いと思ひます。ちょっと御説明していただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 御指摘のとおりでありまして、土地利用の整序のためのツールをいふわけ、圃場整備事業等が、土地改良事業が持つていふこととはそのとおりでございます。土地改良事業を実施する場合、換地という手法をとつて非農用地を生み出すわけでございますけれども、その結果、土地改良施設用地あるいはリースセンター等の農業経営の合理化のための施設用地あるいは道路、河川等の公共施設用地、宅地等が生まれてくるわけでございます。

来、平成十年度末で、これは都道府県営事業実施地区で見ますと、累計で約一万ヘクタールの非農用地が創設されております。このうち公共施設等の用地が六割、宅地等が二割、土地改良施設用地が一割、そして農業経営の合理化施設用地が一割といふことで、いわゆる創設換地のシステムを使いまして、農地の虫食いのスプロールを防止しながら必要な用地を生み出しているというのが現状でございます。

○佐藤昭郎君 我が国の国土の特徴を考えると、このツールの重要性といふのは今後ますます大事になつてくるんじゃないかと思ひます。

御案内だと思ひますけれども、人口密度は我が国は今三百三十人平方キロ、オランダは四百十人といふことですけれども、日本の場合、国土の二割しか可住地域ではない。したがって、平野部、可住地域、ここの人口密度といふのは千五百三十人といふ数値が出ていまして、これは先進諸国と比べますと飛び抜けて高い人口密度の中で、いろんな土地利用が錯綜しているわけでございまして、したがって、具体的にこういった土地利用の整序化を生み出すツールという面での圃場整備事業といふのは僕は非常に大事だと思ひます。

ただ、御案内のように、整備率が五割を上がつてまいりますと、なかなか農業生産の場だけから見た圃場整備事業といふのは仕組みにくい。やはり、都市の近郊でも、再整備を行つて都市近郊の都市的土地需要に対して調整していこうという動きがいろいろあるわけでございまして、この再整備を中心とした圃場整備、土地利用の整序化を目的の一つにした圃場整備がやりやすくなるような仕組みといふのは何かお考えでございますか。

○政府委員(渡辺好明君) 圃場整備事業をやつた後、またさらに一定の時間がたち、一定の必要が生じ、あるいは農業生産性がより一層増すと、例えば、三十アール区画のところをまた一ヘクタールにするといふふうなことも含めまして、圃場整備事業の再編整備を現在も行つております。例え

ば、土地利用秩序形成型事業であるとか、あるいは緑農住区というふうなものもございまして、再編地区においても、今申し上げましたような換地手法等を活用しながら地域のニーズに基づいた土地利用調整が円滑に図られるように今後も進めていきたいと思っております。

○佐藤昭郎君 最後でございますけれども、この農振法の改正、先ほど申し上げましたように、我が国の土地利用の調整、計画という点から見て大変大事な法律だと思います。今回の法律改正は将来二十一世紀をにらんだ第一歩と、一步と言うのはちょっと失礼かもしれませんが、これからもやはりこの延長線上には我が国の土地利用全体の秩序化をどうやってつくり上げていくかというビジョンがあるわけでございまして、それに向かってのステップだというふうに考えております。ひとつこれからもその点をお考えの上、またよろしく取り組んでいただきたい、このように思います。終わります。

○郡司彰君 民主党・新緑風会の郡司彰でございます。

先立ちまして、七月の大雨の被害に関して質問をさせていただきたいと思っておりますが、まず冒頭、お亡くなりになりました方々に御冥福を申し上げ、被害に遭われた方々にお見舞いを申し上げます。と思うております。

私の方で今回取り上げたいと思いますのは、昨年この委員会でお話をさせていただきましてたけれども、海岸の方に漂着をいたしました草木等の処理の關係についてでございます。

まず、厚生省の方にお尋ねをしたいと思っておりますが、昨年も同様の被害がございました。結果として、補助金が交付されたのは自治体の数でございますとのぐらゐの数、金額はどのぐらゐになっておりますでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 平成十年八月二十七日から三十日の大雨によります影響の被害状況でございますが、全体といたしましては、水戸市から始まりまして関係市町村のすべての被害額の総額

は二億七千万というふうになっているところでございます。

○郡司彰君 被害額ということで二億七千万ということは、交付された補助金についてはおおよそこの半額ということでしょうか。それとも二億七千万が交付された金額でしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 現行のいわゆる災害廃棄物の処理に關しましては、廃棄物処理法の第十二条に規定がございまして、その処理の費用に要した額の二分の一以内の額を補助することができるといふ旨になっておりまして、今申し上げました費用の約二分の一というふうに御理解を賜ればと思うわけでございます。

○郡司彰君 昨年の質問の中で、海岸に砂が大変付着をしている、塩分等の問題もあるということと、そのまま焼却処分し今の処理施設でいくといけないということと、技術的にもちよつと検討をしようか、指導もしようかということがございました。

結果は、昨年、どのような形で処理をしたかというところをお聞きしてまいりましたけれども、大きい流木については一本一本水洗いをして、その後焼却処分をした。以前は野焼きのような形もありましたけれども、今はダイオキシンの問題その他がありますので、一本一本洗ったうち、また裁断をして燃やしたというふうなことで、例えばひたちなか市であります、結果として三千七百万ぐらゐのコストがかかって、約半額が国庫補助金として支払われたということで、大変地元の方にはありがたいという思いをしているわけでありま

す。

同様に、毎年このような形で漂着をしている流木の処理について、何か技術的な検討、研究というものはなされておりましたでしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) いわゆる混合した廃棄物を処理する際には、御指摘のように、ダイオキシンのみならずさまざまな有害物質が同時に漂着をいたしている可能性がございまして、それらをあわせて焼却処理するという際には有害物質の問題

等がございまして。

そこで、これらを分別してどう処分するか。焼却する場合もございまして、そのまま埋立て処分をする場合もございまして、技術的な個々のケースにつきまして、御相談があったケースは私どもとしても対応いたしておりますが、今御指摘のように、全体としてそれを取りまとめたというふうなものはまだございせん、今回のケースにつきましても、個別の御相談があればそれに対応して処理してまいりたいというふうに考えております。

一般的に申し上げますと、昨年も、本年もあつたわけでございまして、通常の日常的なごみ処理の体系の中にはこういったケースというのは普通想定されたいわけでございまして、やはり個別対応にならざるを得ないのではないかとこのように考えております。

○郡司彰君 この時の雨量は昨年よりも少なかったということもありまして、漂着をしたごみといえますか、廃棄物の総量も少なくなっているのではありませんけれども、実際にはその数量は少なくなっているのではありませんが、昨年よりも処理のコストはことしの方が相当かかるだろうというふう

に言われております。

といいますのは、昨年は秋口でございましたので、若干時間をかけてボランティアの方にもお手伝いをいただきながら処理をするという時間があったというわけですが、ことしはまたま海水浴のシーズンの直前ということでありまして、大洗町というところでは、ごみのために海開きを延期したりして、急速、緊急に大量に運び出す。それとあわせて、海水浴客が来るということなものですから、昨年取り残したような大きなごみもすべてからく小さなものまで取り除く、そういうような作業が重なりまして、実質的には昨年よりもコストが相当かかるだろうというように言われております。

昨年は全体に大きな被害ということで、激甚等の指定があつた上でのこともあつたのかもしれない

せんけれども、規模にかかわらず、このような關係につきましては申請によつて交付金が出るというところに理解してよろしうございまいしょうか。

○政府委員(小野昭雄君) 昨年の廃棄物の量につきましては約一万五千トン弱ということでございまして、その被害額につきましては二億七千万というふうに申し上げました。

現在まで私どもが茨城県から聞いております数値によりますと、七月十五日現在でございますが、今回のケースでは漂着しました流木等は約六千五百トンというふうに見込まれております。全体の費用につきましては、今のところでは八千九百万円に上るといふふうに見られておりました。これらにつきましては、冒頭申し上げましたように、法の規定にのっとりましてその処理の費用につきましては適正な処理がされるように補助をしてまいりたい、現在そういう作業をいたしているところでございます。

○郡司彰君 ありがとうございます。

それで、問題は、昨年もそうでありましたけれども、ことしも茨城の海岸に非常に多く流れ着いている。これは全国的にそのような形がどこにでも見られるかという、必ずしもそうではないのではないかなという感じがしまして、こうした被害の起こる地域というものが非常に偏っているんじゃないかなという感じがしております。

そこで、林野庁の方にお尋ねをしたいと思つたわけで、草木といいますが、大きなものはやはり木でございまして、基本的には山の方から流れてくるというふうな流れが思われるわけでありまして、あつた地域で例年のように起こつてくる、これからのまた来年もあるのかというふうな心配をみんながしているわけでありまして、どうしてあの地域に起こるというふうにお考えでしょうか。

○政府委員(山本徹君) 今回のあの茨城県の豪雨災害の被害も非常に局地的に大量の雨量が発生したということによるものだと思つております。六

月には広島に同じような災害、これは人命の被害を伴う災害がございましたけれども、いずれにしてもこの一両年の豪雨被害というのがこれまでになかったような非常に局地的かつ時間雨量として非常に大量なもの、これは過去の統計等から見ても余り例のないようなものであると言われておりますので、それが一つ大きな原因であると思っております。

本来、樹木はそもそも国土の保全、災害の防止に役立つはずでございます。したがって、裸地であったよりは相対的には被害は全体として少なかったと思えますけれども、今回の茨城のように、海水浴を控えて大変お困りでございます。私どもは、そういった被害を極力防止するために、森林において適切な間伐の実施とか下刈りとか、山が荒れている、放置されているというような事態を極力なくすようにすることが重要であると思っております。全国的にこれから間伐や適切な森林の保育管理というのに特に重点を置いてまいりたいと思っております。

また、中長期的には、より災害に強い森林の整備を進める必要があります。具体的には、適地適木といえますか、その土地に本当に合った木を植えるとか、あるいは複層林施業とか長伐期施業といったような災害防止も十分念頭に置いた山の管理を行ってまいりたいと考えております。

○都司彰君 今、長官の方から間伐等についても言及をされました、実は写真がありますけれども、(資料を示す)大体こういうような感じに海岸がなるというふうなことでございます。今、長官の方から言われました山の状態がどうなっているかということについても、私もちょっとこの間のところから山の方に行ってみようと思います。

この写真そのものはちょっと古いのでありますけれども、いわゆるもやし状になっていて間伐がされていない。これはもちろん国有林でございますが、ほとんど日が当たらないような状態になっているところでもあります。当然、木そのものが流れ出るというふうな原因にもなりましようけれども、

も、保水力が相当弱っている、日が当たらないということによってその辺に生えるものが生えない、土壌がかなり劣化をしているということ、土壌そのものの流出も伴って、間伐をしたものだけじゃなくて立ち木そのものも流れ出ている、そういうふうなことも起こってくる可能性が非常に強いだろうと思っております。

このような現状でありますので、今、長官の方からそういうことに意を用いてということでありますが、現状が非常に心もとないというように感じでありますので、そのところを、昨年の特別委員会の方でも委員の問題その他がありました。が、もう一度多面的機能ということをもWTQの方で日本が主張しようという、まさにその部分が今回の水害によっても大変な被害をもたらしたというふうな考えられますので、改めて今後きちんとした管理を行っていくということを明言いただきたいと思います。

○政府委員(山本徹君) 先生の御指摘のとおり、間伐等の森林の適正な管理というのは災害防止の観点から大変重要であると考えておりまして、私どもは、これからの予算編成等において特に間伐等の保育に重点を置いてまいりたいと思っております。また、これとあわせて、治山事業がございますが、こういったものにも力を入れてまいりたいと思っております。

また、先生御指摘のように、こういった間伐のおくれ等の山の姿と災害がどういう因果関係にあるのか、これについても森林総合研究所、研究機関の専門家等とも十分に現地を見ながらその原因を検討、分析し、防災により役立つ森林の整備に努力してまいりたいと考えております。

○都司彰君 ありがとうございます。昨年の水害以降、建設省の方でも大変な努力をされておりました、用地買収その他が非常に進んできております。そういう意味では努力に対して感謝を申し上げたいと思っておりますけれども、河川そのものが長い流域でございますので、それぞれ地域の住民の方に愛されて、ふだんから河川で遊ぶ

というふうなことも含めて生活の中に川が入っていくということが、今回の流水の中でもアシ、ヨシの関係がやっぱり相当ございまして、そういうものをきれいにしていこうというふうなこともつながってくるんだらうというふうな思っております。

そういう意味で、どうもこれまで、私どもの方の感じでございます、川は建設省が管理をするというふうなイメージが強く、川はみんなのもので、よく一緒にこれを生生活の中で楽しんでください、愛してくださいというふうな、どうも思いますが、建設省の方で河川の管理に關してどのような考えをお持ちでしょうか。

○政府委員(竹村公太郎君) お答えいたします。私ども、日本国の大変厳しい河川の状況、外国の方から言わせると流のような川だというふうな厳しい地形状況の中で、大きな雨が降ると一気に濁流が襲い、下流の方々に被害を与えている状況の中で、なおかつ平常時には川で人々に楽しんでもらいたいという思いを持っております。

そのような思いが、平成九年度の河川法改正によりまして、河川法の目的の中に「環境」という言葉を入れたことで、地域の方々が川で楽しんでいただける、そしてなおかつ安全な川にしたいという基本的な考え方で河川改修を、または河川管理を実施しております。

○都司彰君 大分考え方が環境というものの意を用いたように変わってきているということがわかるわけでありまして。昨年の復旧事業に關しましてパンフレットの中で、「自然豊かな川づくり」ということで、このような川があればいいなというふうなイメージが出てくるわけでありまして。

実際問題、例えばこれは具体的に「那珂川の災害復旧事業」というパンフレットになるわけでありましてけれども、これは多自然工法そのものとはちょっと違うんだらうと思っておりますけれども、このような河川の工事というものは現在行われているのでしょうか。これは、こういうものがあつたら

いいなというふうなことをなんでしょうか。

○政府委員(竹村公太郎君) 昨年八月の豪雨によりまして、那珂川流域だけに限って言わせていただきますと、約一千戸の方々が床上、床下の被害に遭われております。そのために、まず那珂川流域の方々はともかく安全な川にしてくれという思いが大変強まっております。そのために、安全な川にするというところで堤防の強化、そして河川敷、いわゆる高水敷の強化を実施しております。

その強化を、従来ですと強化したままで終わっていたわけでございます。具体的に言いますと、強化と申しますと水が非常に強く当たるところではコンクリートブロックを張りつ放しで終わっていたわけですが、今後は、コンクリートブロックは張りませんが、その上を土などで覆って、その上に植生、木や、木といっても大きな木ではございませんが、小さな木や草が生えて、小動物や昆虫がそこで生息可能なような環境空間をつくっていくたい、安全であり、なおかつ都市部の中でよりすぐれた環境空間をつくっていくたいという考え方でやっております。

今の先生御指摘の絵は、今後の那珂川の工事の終盤近くに当たっての姿、そして自然が回復された後の数年先の姿をそのイメージのパンフレットの中で私どもは提案させていただいております。

○都司彰君 強化をするという目的、その上に土壌を積み上げることがより強化というふうな面で大変だということ、環境がちょうど合うんだという話なんだらうと思っておりますけれども、厳密に言いますと、間にあるコンクリートというものが本当に生態系ということはどうなのかということの研究もあわせてお願いをしたいなというところ、それからもう一つ、ちょっと細かい話になりますけれども、那珂川の流域にも蛇行をしている部分によくテラポットが敷設をしております。

(委員長退席、理事三浦一水君着席)
このテラポットは、見た目にはどうということはないのでありますけれども、実際に川を下るといいますか、流れに沿ってまいりますと、普通

の護岸堤とか岩があります場合には水はね返るわけですが、テトラポットというのはその間に空間がありますから、どんなそこに入っていくということでも非常に危険な場所になっているんです。船なんか、近くまで行って戻そうとしても水流で戻らない、押しつけられれば大抵水圧で骨が折れるような、それほどのところになってしまつて、テトラポットというのは一見そうは見えないけれども非常に危険な工事ではないか、そういうような感じがしております。

このテトラポットを使った、何というんですか、川の流れを弱めるということの目的なのかなという感じはしますが、これについては早急に見直しをしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

○政府委員(竹村公太郎君) 私ども、日本国の水害二十年の歴史の中で、さまざまな箇所、さまざまな地域で河川が破堤しております。破堤した多くのケースが、洪水時、非常に強い力でもつてその堤防に水が当たつていくと、いわゆる私ども、水が当たる場所が極めて危険な箇所であるという認識を持っております。過去、先人たちがさまざまな努力をされております。信玄堤とかさまざまな努力をされておりますが、現時点で一番危険な箇所、水が当たるところには、そしてすぐ堤防の足元の洗掘が起つてしまふというような箇所につきましては重量の重いブロックを置いて、水の力をそこでそいでいくという考え方で私どもは堤防を守っております。

全面的にテトラまたはそういう大きな重量のあるブロックを置くつもりはございませんが、どうしても守らなければならない危険な箇所にはそのような重量物のブロックを置いて堤防を守つていくということを御理解願いたいと考えております。

○郡司彰君 ありがとうございます。

建設省、厚生省の方についてはこれで終わります。

しまして、補足説明についても説かせていただきました。基本的には新農基法あるいは地方分権一括法、これらの関係が非常に大きいんだろというふうに思つておりますけれども、その辺のところの関連について簡単に御説明いただけますでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) まさに、先生御指摘のとおり、基本法の理念あるいは法全体の施策を推進していく上で今回の農振法の改正というのは大きな意味を持つものというふうに位置づけております。

具体的には、基本法十五条に基づく基本計画の中に、いわゆる自給率を明示するという中でできるだけ高い実現可能な数値を設定したいというふうに考えておりますが、その際に、作物ごとに主要な作物についてどのぐらいつくれるのかということと個別に明示してまいるのでございます。その場合には、やはりその裏づけとなります農地というものがどのぐらい必要なのか、総量としてまた作物別にどのぐらいの農地が必要なのかという意味で、農地の確保、特に優良農地の確保といった側面から、そういう自給率向上あるいは農地の必要面積の確保という基本計画を裏づける意味で、この農振法というものが密接な関連があるというふうに理解をしております。

○郡司彰君 分権法との関係は。

○国務大臣(中川昭一君) 済みません。

分権法との絡みでは、御承知のとおり、今度、都道府県そしてまた市町村とそれぞれの法定事務にかかわる仕事になっていくわけでございますけれども、それと国の基本方針との関係が従来の承認といういわば上下関係という形から、国と都道府県との関係は水平といひましようか対等の関係として協議というものになっていくということが一つでございます。

もう一つ、県と市町村との関係は地方分権一括法の方で協議という関係になっていくわけでございますが、二点目といたしましては、今まで通達という形でいろいろと都道府県の方におろしてい

たわけでありませうけれども、今回はきちっとした全国的な基準を明確な形で法制化をいたしまして、その法制化された形の中で自治事務の中でその地域地域に合った特性を持った形で農業の振興のための農地確保という体制にしていこうというのが今回の改正の趣旨でございます。

○郡司彰君 承認、認可から協議、一部同意つきは理解をいたしました。

それで、地方分権の関係からいいますと、今回の形はあるべき姿に近づいたんだろと思つておりますけれども、一方、農地を確保していくという国の意思がこれまででもやもするといろんな錯綜した、重複をした計画の中で減少を来してきたということもあつたわけでありませうけれども、このような形の各自自治体ごとの自治事務の中で国の意思としての農地を確保していく、そのようなことについては十分守られていくというふうに考えてよろしゅうございませうか。

○政府委員(渡辺好明君) ただいま大臣から国と地方公共団体の関係を従来の上下関係的な要素から対等というところを御説明申し上げました。

(理事三浦一水君退席、委員長着席)

ただ、この中で、農用地等の確保に関する事項につきましましては、食料の安定供給の確保、これが国家的要請といひます。地方分権委員会との議論でいへば国の責務でございますので、今、先生から御指摘がございましたように、同意を要する協議といたしております。それから、農林水産大臣は、必要があるときとは都道府県知事に對しましてその基本方針を変更するための必要な措置をとるべきことを指示することができるといふようになっております。

私も、そういうプロセスが制度上はつくられていくわけでございませうけれども、国の基本方針についてよくよく都道府県に御説明をいたしまして上で臨みたいと思つておりますので、仕組みの上ではこういった同意を要する協議と指示ということで担保をいたしておりますけれども、實際上

はよくよくお話し合いをして、その間にそこが生じないようにしていきたいというふうに思つております。

○郡司彰君 地方分権推進委員会の中間報告では大きく三つの指摘がされておりました。その一番目に総合的な土地利用計画が欠如しているのではないかと。いろいろな指摘がございました。もちろん、このいろいろな関係の中で、先ほども述べましたように、錯綜し重複をしている中で関係でございますけれども、こういったことについて、特に市街化と言われるものに農地というものが多いというところがあることが一般的には多かったのではないかと思いますけれども、そのような意味からも総合的な土地利用計画というのが今回の法案の中には生かされているということになりましようか。

○政府委員(渡辺好明君) 食料の安定供給の確保というものが最も重要なことであるという認識に立ちまして、その基盤となります農地、これをしっかりと確保していくという前提で、これまでではございませんでした国の基本方針というものを設けさせていたわけでございます。

一方、先生がおっしゃいますように、分権委員会の中間取りまとめの中で、総合的な土地利用制度の欠如という点が指摘をされていたのは事実でございます。私も、その間、分権委員会というところとお話をいたしまして、国土の利用計画に関する法制は既にあるわけでございませうし、昭和四十三年あるいは四十四年から都市計画法そしてこの農振法がスタートし、以来三十年以上現場で定着をしていくわけでございませう。この運用をきちんとすることによつてそういう面は現実的に対応が可能ではないかというお話を申し上げて、最終的な分権計画には、この国の基本方針を明確にすること、そしてそのもとで地方分権を進めること、そういった点が盛り込まれたわけでございませう。

○郡司彰君 基本計画の中で今後の自給率を定めていこう、伴つて、主要作物の作付面積でありま

すとか、農地の数量が結果として出てくるだろう、単純にそれだけで出るといふことにはならないわけでありませうけれども、そのほかに耕地の利用率の問題、この三つぐらいが重なり合つてそれぞれ関係を持ちながら基本計画の中で形ができてくるんだらうと思ひますけれども、この自給率の目標、農地数量、利用率、相互にどのような関連といひますか、連携が出てくるというふうにお考えでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 自給率、それから必要な農地、それから利用率、これは一体として、目的であります国民に対する食料の安定供給あるいはまた国内生産の増大、そして自給率をできるだけ実現可能な高い水準にするという観点から、これはもう三つ一体のものであるというふうに理解をしております。

○郡司彰君 その中で、農地の面積が、ピーク時六百九万ヘクタールから、現在四百九十一万ヘクタールに三十七年間で百六十六万ヘクタールぐらい減つてきたという数字が出ておられますけれども、これは必ずしも百六十六万ヘクタールが消費をしたということではなくて、その間、国の方でも努力をしながら造成し、一方で消費をする、差し引きが百六十六万ヘクタールだと思ひますけれども、この間、造成については消費が実質的にはいかほどというふうになりましようか。

○政府委員(渡辺好明君) 私の今手元にある数字では、これは昭和三十五年以来の数字でお話し申し上げたいと思ひますが、農地の拡張の累計面積は百七十七万ヘクタール、それから農地の壊滅の累計面積は二百二十七万ヘクタールになっております。

○郡司彰君 今の農振法の議論をする中で、先の話を手測するといふことは非常に難しいんだらうと思ひますけれども、いろいろな資料等には、この先二十年、三十年先になるとかなり農地が減少しているのではないかといいようなことで、おおよそこのぐらいいなると。例えば、二十年を経る中で四百万を切るのではないか、そういうふうな予測をしている資料というものが散見される

わけでありませうけれども、こうした資料が出回つていて、それなりの資料を作成する根拠がそれぞれあるところであつたんだと思ひますが、農水省の方としてはこのようない資料に対してどのようなお考えをお持ちですか。

○政府委員(渡辺好明君) 農地面積の推計というのは、ごく最近のケースでいいますと、昨年の基本問題調査会の議論の素材として二つのケースを想定させていただきました。

ただ、これは自然体でいくというふうになるというところがございます。例えば、転用をこれまでのトレンドで見ても、そして耕作放棄についてもこれまでのトレンドで見ても、そして、現有農地からその両者を引いて、さらに年間の造成は三千ヘクタールぐらいあるんですが、これを足し上げるとこういう面積になるという推計をしたわけでございます。

ただ、私もこれはこれから考えなければいけないことはまず自給率を高めるということ、農地をフルに使うという観点から、農地の絶対的な規模、そしてその耕地利用率を高めること、さらには耕作放棄が出るようなところについて耕作放棄が出ないような工夫をする、大きく言つとそのぐらいの三つが絶対的なベースとしてはございます。その上で、意欲ある担い手に農地をできるだけ集約してこれがうまく使われるようにするといふ、そういうふうなことを考えますと、現時点でこれから十年後、二十年後に農地面積はこれぐらいいなるといふことは、御説明するのは必ずしも適當ではないかなといふふうに思つております。

ただ、基本問題調査会では、平成二十二年の農地面積を今、私が申し上げましたような前提で計算をして、約四百四十万から四百四十万ぐらいといふふうな試算をしたケースはございます。

○郡司彰君 これまでは長い期間に百万ヘクタールほどの造成をしてきた。しかし、国土のこれまでの利用状況その他を見ますと、そうそうこれから先、造成可能地というのは多くあるだろうといふことにはなりませんし、まとまつた形で造成

といふものも非常に困難を来してくるんだらうと思ひます。そういう意味でいへば、局長がおっしゃいましたように、今ある農地をいかに維持し、なおかつ耕地利用率を高めていくかといふことにならんのだらうと思ひますが、そういう意味では、転用も含めまして消費をしていくものについてはやつぱり厳しく対処をするといふことが必要になつてくるんだらうと思つております。

そこで、お尋ねをいたしますけれども、平成八年でしようか、一年間で見ますと、公共用地として農地からの転用といふのが三千ヘクタールぐらいといふような数字をちよつとお聞きいたしましたけれども、ここ十年ないし二十年で公共用地として農地が転用された、いわゆる農地としては消費をしたといふのはどのぐらいいな面積がございましょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 転用の面積のこの数年の動きですが、大ざつぱに言つて大体三万ヘクタール程度というふうには御認識いただけたらと思ひます。

平成九年が二万六千二百五十一ヘクタールになつております。それから、その中で公共転用、ちよつと言葉が正確ではありませんが、国に關する転用あるいは地方公共団体に関する転用、これが平成九年の数字で、国の分が八百五十一ヘクタール、地方公共団体の分が四千九百四十で、五千ヘクタール弱といふところだと思ひます。

○郡司彰君 全体で三万ヘクタール、うち国、地方で五千ヘクタール、この数字が多いのか少ないのかといふことの評価もそれぞれあると思ひますけれども、私は必ずしも少ない数字ではないといふふうには思つております。

あわせて、公共用地として転用した以外の、それに關連した隣接したところの転用といふのも、これは公共以外のところでもかなり出てきていふといふのはそれぞれの市町村で目にするところでありませう、それらを加えると、公共用地に關する、あるいはそこに隣接する転用といふか、消費の面積といふのもかなりの面積になつて

きていふのかなといふ思ひをしております。

単純にこれまで手を加えなかつたところもありましようけれども、例えば基盤整備を行つたとか、圃場整備を行つたとか、そういう形でもつていけば国の税金を使つて整備を行つた。そのところが、現在、農地として使われずに転用されていふといふようなところについては、面積でも額でも結構ですけれども、もしおわかりであれば教えていただければ結構です。

○政府委員(渡辺好明君) ちよつとそこまで具体的な数字になりますと手元にございませぬので、後ほど調べました上で、先生に御説明させていただきます。

○郡司彰君 実は、基本法の議論のときにもちよつとお話をさせていただいたことが、基盤整備事業その他を行つたところ、八年を経過してといふようなことがあつたらうかと思ひます。

私は、今のような農地の状態を考えると、八年といふのは短過ぎるのではないか、もう少し長い期間、国としての事業として行つた末に農地として今活用されているその部分については、この期間をもつと延長すべき、十二年とか、そういうふうには考えておりますが、いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 今、先生から土地改良事業実施後八年間というお話が出ました。

それで、ちよつと誤解のないように申し上げておきたいんですけれども、八年たつたら処分は自由だといふことではないんです。八年間という規定は、国営土地改良が実施された土地におきまして、この土地を目的外に利用した場合には特別徴収料金といふことで、かけた分を返してもらいますよといふための規定でございます。

したがつて、そういう手がかつた農地についてこれから具体的に転用をどうするかといふのは、もう一度農地法と農振法の世界に立ち戻つて、それぞれ個別に判断すべき問題でございます。

ちなみに申し上げますと、農用地区域内の農地であれば原則として不許可、それから甲種農地で

あれば、今の八年というものもございますけれども、これも原則不許可で、土地収用法等に係る場合は例外と。それから、一種、二種、三種と農地があつて、それぞれ順々に状況を判断してやるということでもございますので、八年たつたから農用地区域から外していい、あるいは外しなさいということではございません。

○郡司影君 私、八年たてば全部そのような形になつていくというふうなつもりで言つたわけではなくて、規定として今、八年という数字が出ていくけれども、せっかく国として行つた農地を転用するというのは、よほどのことがなければということ、今、局長の方からも同じような形がありましたけれども、ならばこそ八年というのは余りにも短いのではないかと、そういうようなことでございますので、検討いただければなとも思つております。

それから、生産調整その他については、今後も見直しの議論がされていくことだろうと思ひますし、最終的にはまだどのような形になるかということについて確たる形にはなつていないのかもしれません。現在のところ、生産調整でもつてかなり多くの面積が出ていくわけでありまして、今後、生産調整のやり方を改めて、下からの積み上げでということになりまして、例えばそのような形の流れになつていく、畑というものが本作というふうな形になつていくことが大変多くなつてくるのではないかと予測もされますけれども、簡単にはいかないだろうという予測もございます。

その中で、先ほどの、五百万弱ぐらいの農地の中で、国としては、水田畑地に誘導することにはならないということもありますけれども、おおよそどのぐらいの割合、数量になつた方が日本の農業のためにはよいというふうに見込んであるか、あるいはそれは別に、今後十年間ぐらいでこのような推移をしていくんだらうというふうな推計等がございましたらお知らせください。

○政府委員(渡辺好明君) この問題は農産園芸局長からも補足答弁をしてもらつたらと思うんです

けれども、私自身は、水田というのは水稲をつくるためだけにあるのではない。水田の条件を相当きちんと整備すれば、田畑輪換、あるいは水田の裏、水田の表をさらに排水条件をよくしていかになる作物も植えられる。したがつて、地目は水田であるけれども、畑作物をつくつていく状況下においてはこれは畑である、田畑輪換が一番典型的ですけれども、そういうふうな考え方が我が国の気象条件や地形条件からいっていいのではないかなというふうな思つております。

したがつて、現況を大ざっぱに申し上げますと、水田が二百八十万、畑が二百二十万でしようか、そういう状況の中で、水田をつぶして畑にしていった方がいいという考え方は私は持つておりません。

○政府委員(樋口久俊君) 今の御答弁と重なるところは省略しまして、今、新しい基本法の成立を踏まえまして、食料の安定供給の確保と農業の持続的発展というテーマ、そういう理念のもとで、やはり最も性能がよい生産手段でございます水田をどうやって活性化するかということが大事だと思ひます。

その中で、一つは米を計画的に生産する。需要に応じた計画的な生産、その裏側でいいますか反対側で、自給率の向上が特に必要な麦、大豆を本格的に生産していく、こういうことが大事かならうかと思ひます。

そのときに、国としては、国民に必要な米の量をきちんと備蓄すると同時に、需要を踏まえた生産をするということでもございますので、常に一定の生産量を初めから決めてしまふというよりも、基本的な考え方が、今お話をしましたようなものを確保して国民に提供する、根底にそういうものがありまして、幾らつくるかというふうな考え方で対応していくということが大事かならうかと思つております。

○国務大臣(中川昭一君) 基本法の方から申し上げますと、やはり米は基本的に、現時点ではMA米というものが入つておりますけれども、完全自

給というものが大前提であつて、そして一方、国民にこれまた必要不可欠な基幹的作物であり自給率の極めて低い麦、大豆等については、積極的に消費者ニーズ、実需者ニーズにこたえながらいいものをつくつていけばそれなりの経営ができるというインセンティブを与えながら、そういうものにもまた誘導していくという形で、自給率の説明と同じようになりすけれども、作物別にどのぐらいのものをつくつていいたらいいかということだろうと思ひます。

その場合に、では地面はどうなつていくかという、畑専門のところもございますけれども、今、両局長が申し上げたように、水田というものが非常に汎用性があるということで、水田というものも端的な言葉で言えばどちらにも対応できるというふうな位置づけになるのではないかと考えております。

○郡司影君 時間がないので次の方に入らせていただきます。

七月十四日に経営構造対策研究会が行われ、三十日ごろまでには答申なんだろうかと、が出るというふうなことが新聞の報道にございました。これによりまして、これまでの構造改善事業を廃止して経営構造対策事業の方に切りかえるというふうなことだそうでありまして、これはこの時期にどのような話し合いの中から出されてきたのでありましようか。これまでの構造改善事業の評価なり反省なりというものを改めて、あるいはまたメニユーが相当変わるというふうな話もちよつと出ておりましたけれども、その辺についてお聞かせをいただきたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 新聞報道に出ております廃止というのはいさよと穏やかでないわけでありまして、新しい基本法でもできましたし、過去三十七年間にわたつて展開してきた構造改善事業について、抜本的な見直しを行つて新たな対策としてスタートするというのが私どもの趣旨でございます。

今御指摘がありましたように、長い歴史を持つ

た農業構造改善事業ですけれども、主産地の形成であるとか農業・農村の活性化等に相当大きく貢献をしてきたと思つております。ただ、総合助成事業ということで、メニユー方式で非常に便利だということもございまして、どうも事業目的や課題設定についての意識が薄かつたんじゃないかという指摘もいろいろなところからございます。さらに、整備をした施設の利用状況等について、見込みが相当悪かつたということもあり、利用率が低いといった問題点も指摘をされてきたところでございます。

こういったこれまで三十七年間の総括の上に立ちまして、今お話がございました研究会をスタートさせて、概要要求に間に合わせるべく、近々御報告をいただきたいと思つております。

対策の方向としては大きく二つございまして、一つは、基本法が新しく制定されたわけでございますので、その際、農政上の重要課題である経営体の育成というのを大きな目的に掲げてはどうかということでもございます。それから二つ目は、事業のプロセスといたしまして、先ほど反省をいたしましたけれども、目標の設定、それから事業実施中における点検、そして評価といったこの三段階のプロセスを適正に踏んで、投入された資金あるいは対策がきちんと所期の目的を達成できるような体制を整えるということではないかというふうな思つております。

メニユー等につきましても、一部新聞報道に数載つておりましたけれども、私どもはあくまでも、わかりにくいメニユーということではなくて、農業者の方々がこれはというふうに見てすぐわかるようなメニユーに仕組み直しをしていきたいと考えております。

○郡司影君 終わります。ありがとうございます。

○風間純君 公明党の風間です。まず、現行の農業振興地域法に関して、現行法において農地の壊廃や耕作放棄地が食い止められなかつた最大の原因は何だろうかと思ひます。

たときに、農水省としては、農地利用を規制する法律がなかったとかいろいろあると思うんだけど、要するに最大の原因は何だったのかということはどうとらえているのか。そのとらえがあるからこそ新たに改正するという法律になったんだと思うんですけども、いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 戦後一貫して、先ほど御質問、答弁がありましたように、約二百万ヘクタールが壊廃され、百万ヘクタールを造成して、四十年近くの間差し引き約百万ヘクタール減ってきたということでございますが、その原因というのは、昭和四十四年に農振法ということできちつと農地を守つていこうという法律としてスタートしたわけでありまして、高度経済成長の中で農地転用のニーズというのが非常に高かったということ、限定的とはいへながらもそういう転用があつた。あるいはまた、高齢化等々によりましていわゆる耕作ができない、あるいは放棄せざるを得ないというような状況がございまして、農地が減少せざるを得なくなつていったというのが主な原因ではないかと考えております。

○風間組君 そうしますと、今度の農業振興地域整備法でそれが食いとめられるという確たる保証というの見通し、これがあるからこそ出してきたんだと思うんですけども、そこについての御自信のほどはどうですか。

○政府委員(渡辺好明君) もとより、農地の確保と有効利用という点につきましてはこの法制度だけでやり得るわけではないわけでございます。一筆ごとに転用をチェックしている農地法、それから今回強化をさせていただこうと思つております農振法、そして圃場整備を通じて農地の面的な集まりや生産力を高めるという優良農地をつくり出す事業、そしてさらには担い手への利用集積、こういったものがうまく連携し合つて初めて効果が出るわけでございますので、その重要な一翼を農用地区域の設定、農振地域の設定ということでゾーニングのための農振法が強化される方向にあるというふうに御理解いただけたらと思います。

○風間組君 そこで、今出ましたこの農振法だけじゃなくて優良農地の確保という観点でありますけれども、先ほど議論になつておりましたが、食料の自給率の目標設定を当然明確にしなければならぬ。その時点で、じゃどの程度の農地が必要であるかという推計も出てくるんだと思ひます。

したがつて、先ほど必要農地の総量中優良農地、すなわち優良農地の優良というのが二つお話がありました。一つは集团的農地で、もう一つは土地基盤整備の済んだ農地というふうに、それを積み上げて確保するという答弁がございました。では、その積み上げ状況、すなわちどの程度の優良農地を確保して農用地を増加させていくのかということでありまして、今どのぐらいのところまで行つていけるのか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡辺好明君) 積み上げるといふよりは、優良農地としての定義の第一が集团的農地、例えば二十町歩以上あるということになります。それから、土地基盤整備が実施された農地ということでございます。

一方、自給率の目標の設定のためには、どういう時期にどういう農地を使つてどういう作物をどれだけ生育させるか、これから個別の作物の必要耕地面積が作業としてなされなければなりません。その結果として、日本の必要農地の総量が幾らというふうに出てくるわけでございます。その中で、今申し上げた集团的あるいは土地基盤整備が実施された農地を何ヘクタール確保していくか、こういう段取りにこれからなろうかと思ひております。

現況、農地の総量が四百九十一万ヘクタール、そして優良農地と言われる農用地区域内農地が四百三十五万ヘクタールでございますので、この四百三十五万ヘクタールで果たしていいのかどうか、ふやすのか減らすのか、そういうことをこれから作物別のデータの中から作業をしたいと思ひております。

○風間組君 国土の利用については、国土利用計

画法に基づいて策定される土地利用基本計画を上に置いて土地利用規制の基準としておりますね。それで、その中で都市計画法や農振法などの個別法で具体的規制を行つているところでありますけれども、その際に、土地利用基本計画そのものを見直す視点が私には出てくるんじゃないかということの問題にならうかと思ひております。

すなわち、先ほど議論になつておりました地方分権推進委員会が平成八年の三月に出した中間報告以降、ずっと土地利用計画への国の過度の関与が指摘されていまして、今回の改正案でも市町村が農業振興地域整備計画を定めるとなつていますが、土地利用関係の法律というのは物すごく多岐にわたつておりますし、農業分野だけを取り上げて土地利用計画を策定するということになる、結局、現在、農地であるところだけを取り出して計画を立てることになつて、結果的には農用地がふえないし、何か新しい目標に向かって積極的に行動していくというより、むしろ限りなく現状を追認して、そしてその計画だけに終わつてしまふ可能性があるのではないかと懸念があるんです。

だから、農水省として、農用地の確保に当たつて、今の土地利用基本計画を見直していく考えがあるのかないのか。また、ないとするならば、結果的に、私が話させていただきましたように、現在の農地の確保だけに終わつてしまふことになるんじゃないかと思うんですけども、その辺いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) これは、具体的なデータはちよつと持つておりませんが、農用地区域からの除外と同時に、農用地区域内への編入というのもしばしばあるわけでございます。したがつて、農用地区域内の優良農地が絶対的に減る一方かという、そうではないというふうに私は思つております。

それから、国土利用計画と各土地利用計画法制、それから総合的な法制をつくつたらどうかという御議論については、そういう御議論がかなり出て

きたといういきさつはございますけれども、昭和四十三年の都市計画法、四十四年の農振法から始まりまして、重複はしつつも調整をしながらこれまで現場でそれぞれ運用の実績と定着というのが見られるわけでございますので、ここで改めて統一的な法制が必要かどうかという点については慎重にならざるを得ないところでございます。

また、各県の土地利用計画の策定と変更につきましては、都道府県の中におきまして農林部局と都市部局、関係の部局間において調整が十分行われる。さらに、内閣総理大臣が土地利用基本計画を承認することになりますけれども、その際には農林水産省としても十分協議にあずかるというシステムになつておりますので、それをむしろ有効に活用すべきかというふうに考えております。

○風間組君 本当に減る一方ではないのか。減る一方ではないというふうに今おっしゃつたけれども、本当にそうなるのかね。

○政府委員(渡辺好明君) 私が申し上げましたのは、要するに優良農地でございまして、農地総量は減つておりますし、それから農地総量の減りと農用地区域内農地の減りとを比べますと農用地区域内農地の減り方が少ない、パーセンテージが小さいという事実があります。

それから、区域設定については編入もありますし、除外もあるわけでございますので、それはこれから先動き得るということを申し上げたかったわけでございます。

○風間組君 いずれにしても、現場においてはほかの土地利用計画の状況を踏まえて関連性を持つた農業振興地域整備計画をつくる必要があると思います。これはもう異論がないところだと思います。

特に、市街化調整区域内の優良農地をどう確保していくかというのが僕は一つの大きな問題点だと思ひます。その点、これは七月二十三日の日本農業新聞に載つておりますけれども、JAGルーブ福岡が主体になつて福岡の土地区画整理協議会と業務提携をするという報道がありました。

今回はこれはまさにJAが主体でありますけれども、市町村がこの法律で言っている農業振興地域整備計画をつくるに当たっては、そういう業務提携によって高いコンサルタント費用を払う場合に、その経費、相当全国に広がっていった場合に大きな経費の支出になるんじゃないかと予測されるわけですが、その経費については私は補助金を出していかねばならないんじゃないかと思っておりますが、農水省としてはどのような考えでいらっしゃるのか、お伺いしたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 市町村が計画の総合見直しをおおむね五年ごとにこれまでも行っております。その際に、アウトソーシングということもございまして、民間の会社等を活用しているケースも多々あるわけでございます。

今、先生がおっしゃいましたような、もともと積極的にいろいろなことをやることに對してどうかということにつきまして、私はそういう動きはやはりエンカレッジすべきだろうと思っております。

これまでは、こういった整備計画の策定に対する費用は、地方交付税の中におきまして単位費用の農業行政費の農業費の中の農業振興計画基礎調査等ということで地方交付税の措置がとられていたわけでございます。これは、額からいいますと五年分で七、八百万というところでございまして、今、先生がおっしゃいましたような趣旨での費用に足りるかどうかという点は必ずしも自信がないわけでございますけれども、そうした動きが現場で出てまいりました場合には、またその費用をどうするかということについて私どもも真剣に取り組みたいと思っております。

○風間組君 五年間で七、八百万といったら年に百二十万ぐらいでしょうか、何もエンカレッジになっていないじゃないですか。エンカレッジというのは勇氣、激勵を与えるということですよ。○政府委員(渡辺好明君) これまでの話を申し上げたわけでございまして、要するにこれまでは五

年ごとの見直しというものについて七、八百万のお金を交付税の中で見ている。これから、もし先生がおっしゃったような動きがあらちに出てくる、そしてそれに相当な金がかかるということになれば、その点については前向きという言葉が適当かどうかかわかりませんが、その状況をしながら私たちも取り組ませていただきたいということでございます。

○風間組君 まさに前向きな答弁だと思っております、次に移ります。

今後、米の生産調整については需給動向を見ながら適切に行っていく必要があると思いが、しかしこれが意味では農家の生産意欲を減退させて耕作放棄を生む原因になっていたとも一面では診断できるわけでありまして、

それで、では転作へのインセンティブをどういうふうにするのかということが今まで以上に私は重要だと思っておりますけれども、政府としてどういうふうに取り組んでいくのか、基本的な考えを伺いたいと思っております。

○政府委員(樋口久俊君) お答え申し上げます。まず最初に、当然、本年のそういう生産調整、来年度以降は秋に決定をするということで今検討中でございますので、そこところは前提としてお聞きをいただきたいと思っております。

先生から今、インセンティブというお話がございましたが、生産調整といえます言葉からの受け取り方で、その年の米の作付をしないというところが、やはり関係者の皆さんどうしても先に頭に入ってくるということも事実でございます。

そういうこともありましたけれども、新しい基本法の成立を受けて、先ほどもお話し申し上げましたが、水田を中心とした土地利用型農業の活性化という過程の中で、片方では米の作付を行わない水田を有効活用するということが、それから自給率が低く現状では定着をしております。それから大豆の生産を定着、拡大する。そういう考え方に立つて、つまり作付をしないという、そういう

言い方をすれば私の立場としては怒られるかもしれませんが、どうしてもマイナスのイメージでとられるという御批判があったのは事実でございます。そういうマイナスの評価というものはなく、必要なものをどのような形でつくっていくかという前提となる考え方から変更する、見方を変えていくというふうなことでございまして、そういう観点に立つて所得の向上と安定した水田農業経営を確立するという方向へ誘導していくという観点から見直しをするという基本的な考え方であり、これから詰めていかないとはいえないと思っております。

くどいようですが、転作というよりは、大変生産力の高い水田をどう利用していくかという考え方で今後検討していくというふうに考えております。

○風間組君 次に、国税庁が一九九八年分の所得税の確定申告状況をまとめた結果が出ています。納税者が六百二十二万四千人で、前年に比べて二四・八％減少し、所得金額が四千兆六千四百一十一億円で、納税額も二兆九千四百三十億円で、前年比で相当減っているわけでありまして、納税者、税額ともずっと減少しているわけですが、

いろいろな原因があると思っておりますけれども、国税庁の試算では、減税効果を超える落ち込みとなっていることは特別減税の影響が大きいというふうな判断されているようにも思われます。そのうち所得者別では農業従事者の納税額だけが八％強増加しているというデータが出ています。どうしてでしょうか。農家所得が伸びているということにほかならないと思っております。農水省としてはこの原因をどうとらえていますか。

○政府委員(渡辺好明君) 今御指摘がございましたように、国税庁の資料によりますと、農業所得納税者として平成十年分の確定申告を行った方は十二万二千人、所得金額五千五百六十四億円で、申告納税額二百九十五億円で、この申告納税額は対

前年比八％の増ということになっております。ただ、これは数字を見ていただいておりますのとおり、確定申告を行った者は十二万二千人、全国の販売農家の数は二百六十五万戸でございますので、極めて少数でございます。

直接、国税の数字からこの原因といえますか背景は出ないわけでございましてけれども、農林水産省統計情報部の農業経営動向統計によりまして、農業主業農家、これの経営収支状況を見ますと、農業経営費は微増、その中で農業粗収益が野菜、果樹、花卉、稲作等の収入増によって増加をして、農業所得は対前年比七・一％増というふうになっておりますので、野菜、果樹、花卉、稲作等の部門でこの主業農家の収益増がこういった納税額の増につながったのではないかとこのように想定をいたしております。

○風間組君 それと連動する話ですが、二百六十五万のうち十二万二千人ということでありまして、これも、要は、この農業振興地域整備法で農地が確保できても、結果的に、さっきおっしゃった三本柱の農振とそれから担い手の方、担い手をどうきちっと確保するかということが食料需給を円滑にしていこうことになるわけで、今回の農家所得の上昇で農業に新たに参入していく人がどのぐらい出てくるかということも恐らく来年以降の統計を出さないと明らかにならないわけですね。だから、農業で十分生活できるんだという保証があればまだ参入者はふえてくると思っております。

直接所得補償についても早急な導入が待たれておりますし、前回の新農業基本法の答弁あるいはその前の参議院本会議でも、条件不利性の基準づくりを大体ことし夏ぐらいまでにと大臣も御答弁されたような記憶があるんですが、現在もう夏なんです。その進捗状況を伺いたいと思っております。○国務大臣(中川昭一君) まず、めどはいたしましては、今検討会でやっておりますけれども、夏といえますよりも概算要求、つまり来年度予算に間に合うようにということで、概算要求をする時点までにきちっとした基準づくりをしていかなければ

ればならないということでございます。

生産条件が不利ないわゆる中山間地域等の直接支払いの検討状況でございますけれども、対象となる地域、範囲につきましてはいわゆる五法、過疎、山村、離島、半島、特定農山村等の五法でございます。それから、さらに沖縄、奄美、小笠原等の振興のための特別法も含めるべきだという意見が出されており、検討中でございます。対象農地につきましては、生産条件の不利性というものの基準をいたしまして、傾斜度については合意が得られたというふうに理解をしております。自然条件により小区画、不整形、いわゆる棚田的な水田、あるいは極端に気温が低いため草地にしかないといった地域についても対象とすることを検討しているという状況でございます。

この中で、検討をして入るから入らないかということだけではなく、それ以外にも検討はいろいろされているというふうに聞いておりますが、おおむね方向性の出ているものについてはこういうものが検討されているということでございます。

○風間組君 今回の法案、さつきも構造改善局長が農地の農地、つまり農用地の定義を二十町歩、二十ヘクタール以上のまとまった農地というふうに定義づけておっしゃいました。なぜ二十ヘクタールなのかということ、じゃ二十ヘクタール以上というふうに至った基準があるはずですから、どういう判断をされたのか、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 農地という言葉がございいます。農地の農地面積二十ヘクタール以上というふうにしてはいるわけですが、同一条件のもとで水管理であるとか作業管理を行って、経営や栽培管理の単位になり、しかも農道で囲まれた区画、これを農地と言うわけですが、この農地の効率性から考えた規模は、現在の作業効率性とか水路の配置を考慮すると、おおむね二十ヘクタールというのが標準になっているわけでございます。二十ヘクタール一農地というものが私どもの農地の農地のメルクマールとしての一歩大きな理由でございます。

それ以外に、農地法上、一定の規模の場合には転用が不許可となるという規模が二十ヘクタールになっておりますし、それから都市計画法の運用におきまして、農林漁業との調整において、二十ヘクタール以上の農地は市街化区域に含めないというふうな運用がなされておりますので、そういったものを勘案いたしまして、二十ヘクタールというふうに置いていただいております。

○風間組君 規模拡大が生産性を向上させるといっても、家族経営では限度があつて、適正規模があるはずだという議論はこの委員会でも何回か議論されました。この法案を見ても、個々の農家がどんな経営状態になるのかという具体的なイメージがちょっと浮かんでこないんです。農村の基本になる集落の青写真、一つの農村地域の中でどのぐらいのまとまった土地を何軒の農家で耕作させるのかという観点での規模拡大の目標についてどう考えているのか、伺いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 大変恐縮なんですけれども、規模拡大の目標を画一的に定めるということとは必ずしも適切ではないと私は思います。確かに、稲作一経営で地域の他産業従事者として生涯所得が遜色のないものになり、労働時間が遜色のないものになるということを目指して、一つの経営展望として十ないし二十ヘクタールというのを数年前に示したことはございますけれども、これは稲作一経営でということが前提でありまして、現況十四万人の認定農業者の方々もその半分ぐらいは何らかの形で複合経営をやっております。したがって、農業経営の規模拡大だけではなくて、複合あるいは生産方式や経営管理の合理化等々の観点から、経営のありようなり規模というのは考えられるべきではないかなというふうに思っております。

また、土地利用型農業に限って見ても、規模拡大というのは所有あるいは賃貸借という形での利用権でリジッドな形で規模を確定するのではなくて、例えば表作の期間借地で冬場を代替的にやって

てみるとか、さらには受託、委託という形で実質的な作業規模を広げることによって効率をよくするというふうな工夫もございまして、繰り返しながらも、地域により営農なり経営の態様によって異なりますし、異なってしまうべきであるというふうに私は考えます。

○風間組君 そうすると、稲作一経営で七、八年前でしたか、十ないし二十ヘクタールが望ましいといった形態、あれはどうなるのかということの質問になりますが、これはまた後のあれにします。

やっぱり中山間地域における耕作放棄地は、推計によって異なっているわけですが、一説には十八万ヘクタールとも言われているし、あるいは四十一万ヘクタールとも言われていますが、いずれにしても耕作放棄地を食い止めることが中山間地域の生き残りや密接にかかわってくると思えますが、そういう地域にさらに耕作放棄地を防ぐためにどういうふうに取り組んでいくのか何について、終わりたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 中山間地域等は、生産条件が不利なために耕作放棄が他の地域よりも高い率で生じている。その結果、公益的機能の低下が懸念されているというのが御指摘のとおりであります。

こういった状況を打開するためには、やはり中山間地域に対する各種の対策をもう一度再編整備して、そして総合的振興といましようか産業の振興による所得機会の増大、そして定住条件の整備といったことをまずはやらなければいけない時期に来ていると思います。

あわせて、冒頭申し上げましたように、やはり生産条件が不利だというのが大前提にございまして、先ほど大臣からもお話し申し上げました直接支払いという新たな農政手法を使いましてその不利を補正する、基本法三十五条二項ですが、そういった施策をスタートさせる、これまでの伝統的な手法に加えてこの二つの手法でこれ以上耕作放棄が生じないようにする時期に来たというふう

うに思っております。

○風間組君 終わります。

○委員長(野間組君) 午後一時に再開することとし、休憩いたします。

午前十一時四十八分休憩

午後一時開会

○委員長(野間組君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○大沢辰美君 日本共産党の大沢辰美でございます。

先月、新農基法の審議がやられて、そしてその中では自給率の向上の問題が非常に大きな論点になったと思えます。その自給率の向上のためには、やはり現在ある農地を農地として維持確保することが重要な課題であるということは今までの質疑でも明らかですが、私はその点を強調しながら質問したいと思います。

今、農地の転用による減少は、毎年ほぼ三万ヘクタール近く減少し続けているというのが数字で出ております。数字的に見ますと、農用地域内の農地面積は、九五年からの数字で推測いたしますと、九五年で前年比二万六千ヘクタール減っています。九六年は、先ほども言っていました、二万九千ヘクタール減っています。九七年も二万八千ヘクタール減っています。九八年は二万二千ヘクタール減少し続けてきたという数字であらわされています。ですから、九〇年以降をトータルいたしますと十七万三千ヘクタール減少しているわけですが、これは数字で見ますと四国全体の耕地、これは十六万五千ヘクタールあるんですか、それ以上の農地がなくなったことになるわけですね。ですから、本当に食料・農業・農村基本問題調査会の答申が言われていますように、農地は一た

ん失われると回復することは困難であり、現在の減少傾向がそのまま続けば食料供給力がさらに低下すると、農地確保の方針を明示することを指摘しています。

農水省は、答申を受けて農用地区域内の優良農地の維持確保を図ることをうたわれて、今進められようとしているわけですが、本当に農用地区域は本来相当長期にわたって農業の利用のために確保すべき土地として指定されて、転用も禁止されてきています。また、農振法の改正に当たり求められているのは、最低限の農用地区域内の農地の減少に歯止めをかける措置が必要だと考えますが、まず最初に大臣の認識をお聞きしたいと思っています。

○国務大臣(中川昭一君) 基本法の理念を実現するために、食料を増産、増大、国内生産を基本としながら自給率の設定、それもできるだけ実現可能な高い水準を設定していかなければならない。そのためには裏腹、裏腹といふかセットで必要な農地の確保ということが重要であり、そしてその有効利用を図ることがその前提になるわけでございます。

このため、今回の農振法の改正では、農地確保のための基本的な方向性を内容とする農林大臣が定めます基本方針というものをつくりまして、そして都道府県あるいは市町村のそれぞれの方針、計画に適切に反映させることにしております。また、農用地区域の設定、除外の基準を法制化し、制度の公正性、透明性の向上を図り、国民の信頼確保、事務処理の円滑化、迅速化によりまして優良農地の一層の確保を図っていきたくと考えております。

○大沢辰美君 そうすれば、この農振法の改正によって農用地区域内の農地の減少に歯止めをかけることができるということになるわけですか、大臣の見解は。

○国務大臣(中川昭一君) 既に、農振法というのは、国民にとって必要な食料供給のために農用地、農振地域という指定を受けた地域は保全されなけ

ればならないということになっておるわけでございますけれども、今回、より優良な農地を中心にしたしまして、きちっとした基準のもとで都道府県そして市町村が主体となった形の農地を確保していく。その場合には、いろいろな集積でありまして、その場合、いろいろな集積でありまして、さきり申し上げれば自給率向上のために必要な農地の確保あるいはまた利用率の向上等によりまして国内で食料の生産を増大していかなければならないわけでありまして、その観点から農地は十分確保されなければならないという趣旨でこの改正を行ったところでございます。

○大沢辰美君 衆議院の審議の中でも、構造改善局長の答弁なんですが、「優良農地の確保という点では、かなり各市町村とも頑張って確保をしてきた」と、こういうふうな答弁されてますけれども、私は現場とかなり認識が違ふんじゃないかなという感じがいたします。

これも食料・農業・農村基本問題調査会の農業部会の第二回部会で農地問題が議論されている内容なんですが、農振制度の問題が多くの委員から指摘をされてます。皆さん共通しているのは、農用地区域が無節操に除外され転用されているということ、ざる法とまで言われています。

ある委員は、これだけ農地が減っているということは、つまり今のままでは農地は守れないということだと思ふ、実態は農振法の中のいわゆる農用地であっても農業振興地域から外すというような形で実際は転用が行われているということがあ

る、農振法の特別扱いみたいなことは本当に厳しく制限していくとか、また、ある委員は、農用地区域からの除外がすべてであって、そこをクリアすれば自動的に農地法についてもクリアされると、こういうふうな言っています。また、ある委員は、農用地区域は基本的に転用禁止であるが、これが線引きの変更によって、よく言えば弾力的に、悪く言えば無節操にある部分は運用されているという実態、これは無視できない問題があると指摘しています。毎日、開発行政をやっている立

場の委員もこう言っています。私も全く同じような印象を持っております。農振地域をいろんな形で除外して、それから農地転用という段取りで、それほど大きな防波堤になっているとは思えませんと現場の声を寄せられています。

ですから、農地減少は待たない今の事態の中で、農地としての用途規制、ゾーニングを強化して、転用規制を強化しなければならぬということとは共通した認識があると思ふんです。本法案は、農業生産にとって基礎的な資源である農用地を良好な状態で確保するために農用地確保のための基本方針を作成するなど制度見直しをする

としていたが、この改正によって農用地区域の除外規制が厳格化されるのか、そして農用地の減少に、今もちょっと聞きましたが、歯止めがかかるのか、新たに農用地区域となる見込みのものはどの程度設定できるのか、お尋ねしたいと思ふんです。

○政府委員(渡辺好明君) 各種の議論があることは承知をいたしております。それから、午前中の質疑の中でも、この農地の確保という問題は農振法だけではなくて農地法による一筆ごとの転用の規制の問題、あるいは農地のレベルを上げるための圃場整備事業の実施、さらには担い手の確保といったこととあわせてこの農振制度が効果を上げるわけでございますので、これから先はそこにとりわけ意を用いていきたいと思っております。

今回の制度改正の中で、実はこの農用地区域の設定ないしは除外の基準を法令によって透明性を持たせて定めようということにさせていたのだかと思っております。これは言ってみれば、国民的なから見てこの基準に合っていると合っていないとかいうことが判断できるわけでございますので、そういう意味では、先生、厳格になるのかという言葉をお使いになられましたけれども、私は適正な厳正なものになるというふうにとらえております。

○大沢辰美君 これまでは通達によって農用地区域の除外規定がうたわれていたわけですが、この

法改正によって法律の中に明文化されるから厳正になるという答弁ですけれども、しかしこれまでの通達によって行われてきた農工法だとかゾーニング法など地域整備法による施設建設、またほは無条件に農用地区域から除外できる措置、農村活性化土地利用構想、それから農業集落地域土地利用構想による除外規定など、例えば先ほどもありましたが、土地基盤整備事業完了後八年を経過していなくても除外できるという、そういう特例的な除外規定も政令として継続するのではないか、その点お尋ねしたいと思ふんです。

○政府委員(渡辺好明君) 今幾つかの適用除外についての御指摘がございました。それそれが、例えば農地を虫食いのにならないように非農用に出していくのであるならば、農業の営農に支障がないようにどこかに集中をして計画的に使っていくというじゃないか、またそのことが農村地域にとって活性化を生むものになり、そしてそれが農業者たちの営農活動につながるということと地域全体の農業が盛んになるとか、こういうことでやっているわけでございますけれども、それらにつきましては、基本的に今回の制度改正の中で継続するようなこともございますので、政令等で手当てをしたいと思っております。

ただ、一点申し上げたいのは、例えば市町村の活性化構想、土地利用構想がございまして、これも、これがあつたからといって、市町村がこれを策定すれば直ちに農用地区域から除外が無原則に認められるわけではないわけでありまして、例えば施設予定地について農用地区域以外に代替すべき土地があるのかないのか、それから除外によって農用地区域に及ぼす利用上の支障が軽微でなくはないかというふうなこと、さらには除外後も農地等の集約性が保たれる、農地利用の混在が生じないかといった、こういった要件のバーをクリアしなければ認められないわけでございますので、私どもはその一つ一つをきちんと政令、省令あるいは告示等に書き込みまして、整然とした運用がなされるように努めていきたいというふうな考えで

いる次第でございます。

○大沢辰美君 結局、市町村が計画、構想さえすれば、工場やリゾート施設、また大規模店舗、住宅開発などの農用地区域から除外できる公共性という名前、活性化の名のもとに農地の転用ができるということじゃないですか。これはやっぱり野放しにした、拡大した例外措置、これを温存して優良農地減少に歯どめをかける保証が今の説明ではどこにあるのかと私は言いたいんですが、いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) 繰り返になりますけれども、例えば今ショッピングセンターの例を挙げられましたが、例えばこのショッピングセンターを活性化構想なりの中に生かしていこうとした場合、この構想ができたから、あるいは逆に言う場合、この構想を使うことによって農用地区域から除外をするという考えではございませんで、構想ができた上で、さらに先ほど申し上げました代替の土地がない、あるいは農用地区域に及ぼす利用上の支障が軽微である、除外後も農地の集約性が保たれる、除外によって土地利用の混在が生じないといった点を一つ一つきちんとチェックをした上で、この構想を実施に移すことが農業の土地利用上の計画性にそぐうものであるか、あるいは農村地域の真の活性化につながるものであるかということに厳密に点検いたしまして認めるということになりますので、そういう点では、先ほど冒頭の先生のお言葉ですと、無節操なことにはならないというふうに思っております。

○大沢辰美君 では、具体的にお聞きしたいと思うんですが、農地活性化土地利用構想そのものについてお聞きしたいと思います。

農地活性化土地利用構想による除外基準は八九年の農水省自身が農村活性化の名のもとに通達で実施されたものでありますが、農村活性化土地利用構想の構想数はどうなっていますか。その構想によってどのような施設建設が行われているのか、その事業の中での農用地区域の面積はどの規模になっているか、把握しているかをお尋ねしたいと思っております。

いと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 昨年九月末の数字を申し上げたいと存じますが、農村活性化土地利用構想、三百八十三策定をされておりまして、その内容としては工場、住宅、店舗等への利用となっております。この活性化構想で除外をいたしました面積は六千八百ヘクタール余というふうになっております。

○大沢辰美君 六千八百ヘクタールは農用地区域の面積ですか。

○政府委員(渡辺好明君) そのとおりでございます。

○大沢辰美君 農村活性化土地利用構想によって農用地区域から除外できる施設は、今も申しましたように、住宅、店舗、工場、流通業務施設、ほとんど何でも入るということになるわけですか。ですから、構想を立てれば農用地区域からの除外、農地転用ができるわけだというのは今の数字でも明らかにしたわけですか。

私は、一つの県の例を挙げてみたいと思うんですが、これは福島県の資料なんですけれども、制度が開始された八九年から、十五市町村、十六構想が認定されています。ゴルフ場が七カ所、農用地は百九十一・六ヘクタール。工場・倉庫用地八カ所、百四十五・九ヘクタール。住宅団地が七カ所、これも農用地が七十五・三ヘクタールに及んでいわけですか。ですから、リゾート施設、ショッピングセンター、別荘地何でもありという事態がここにあらわれているわけですが、その結果、この福島県での農用地区域は四百十二・八ヘクタールなくなっているというんですか、転用されているということになるわけですか。

ですから、本当にこれらの施設の建設のために基盤整備事業終了後八年以上経過していない農地は農用地区域から除外できるというような除外基準は適用されずに転用がされているということになっていて、ゴルフ場や工場、住宅団地をつくること、農業の健全な発展を図るといふ農振法の趣

旨には見合わないと思うんです。

農村活性化土地利用構想は農地の農外転用、優良農地の減少を助長することになっているのではないかと、いかかですか。

○政府委員(渡辺好明君) 冒頭申し上げましたけれども、農用地の利用について、やはりできるだけ農用地は固めて使っていく、そしてそれ以外の非農用地についてはできるだけ端の方に出して、農用地が農用地として効率的に使われるということ。それから、もう一つ大事なことは、やはり農村地域が活性化して、農業者、農業関係者の方々がその地域内において安心して定住をし農業活動に従事できるという、そういうふうな構図でなければ、農地だけがあっても農業生産は保たれないわけでございます。

そういう意味で、農村活性化土地利用構想というのは、農村地域の活性化のためにぜひとも必要な施設の農地を優良農地の保全と農地の有効利用を図りながら調整をして進めようというものでございまして、したがってその構想の対象となる施設等につきましても、その立地はできるだけ外縁部という周辺部に限るといふこと。そして、先ほど私、四つ申し上げましたけれども、それぞれ農業ないしは集約的な農用地に影響を与えないような形でこの区域外へ出すことを認めていこうというところでございますので、目的も相当絞り込んでありますし、それからクリアすべきバーもたくさんあるわけでございます。

繰り返すに当たって恐縮ですが、構想を立てたからといって直ちに自動的に農用地区域から除外がなされるというわけではございませんので、今後ともこういった活性化のための施策というのは引き続き維持をしていくべきものと私は考えております。

○大沢辰美君 もう一度お聞きしたいと思っております。福島県の例を挙げましたが、各県によってもちろん違います。兵庫県の調査しましたら、兵庫県の場合は百八十・四ヘクタールという農用地

地になっております。

そういう中で、各県各自自治体が農地確保に確かに頑張っている。だけれども、その方針と、土地開発というんですか土地利用といいますか、さまざまな開発の申請が出る、これは自治体としては本当に農地確保という点からしたら正反對のことを一緒にやらないといけない、この矛盾を抱えているわけですか。

そういう中で、本当に農地を守るためにはどうしたらいいか。それは、私は、農水省だけではなくちろんやれないと思っております。土地利用、都市計画を総合的にやらなくちゃいけませんけれども、やはりショッピングセンターなんかは優良農地になるわけですか。そうしたら、やっぱりつぶすことになつていくわけですから、そこを本当に厳しく規制しなかつたら大変なことになるといふことを私は言っているわけですが、もう一度お尋ねします。

○政府委員(渡辺好明君) 農地を一坪たりとも減らさないということでは、やはり我が国の経済社会あるいは自然条件の中からそういう状況にはまいらないと私は思うわけですが、優良な農地をどれだけまとめた形でいい状態で確保していき、しかもその農地が日本の食料生産、食料の安定供給にきちんと寄与できるようにしていくということが大変なわけでありまして。

そのためには、繰り返すになりますけれども、その地域に住んでおられる方、とりわけ農業関係者の方々がそこで十分に定住ができて、そして農業生産活動にきちんとおしめるといふふうな村でなければ、町でなければ農用地の確保もできませんし、農業生産の維持もできないわけでございます。

したがって、この構想というのは農用地としての利用にできるだけ支障を与えない形で農村地域内における活性化を図ろうというものでございまして、ある点でいえばその調整の産物であることは間違いないわけでございますけれども、そうすることによってかえってその地域内における農業生産活動が盛んになるということを目指してい

るわけでございますし、これが悪影響を及ぼすようなことがないように二重三重のチェックをしているというのが実情でございます。

○大沢辰美君 私、やはり農村というのは町づくりでもありますが、本当に総合的な町づくり、村づくりをしないといけないと思います。農村活性化土地利用構想という言葉、この法のもとにそれを利用した土地の用途規制を変更して開発が進められているという点について、あなたはいろいろとチェックが厳しくなっているからそんなことはあり得ないと言っていますけれども、もう一点、具体的に問題を指摘したいと思うんです。

これは去年の十二月十五日付の日経流通新聞ですが、に書かれていました。去年の八月一カ月間に申請された第一種大規模店舗三三三申請ですね、十九件が掲載されていました。そのうち三カ所は農振地域、一カ所は開発に間に合わせるかのよう

に最近用途規制の変更が行われています。店舗面積は一つの店で一万四千二百五十平米、それからまた一つは一万四千二百九十平米、それから三万五千二百平米、そして二万六千五百十八平米、大きいわけですね。こういう大規模なショッピングセンターが計画されている。これらの建設には農用地区域からの除外が必要になるわけですが、その際使われているのがこの農村活性化土地利用構想なわけです。

その一つ、これも福島県の安達町の状況を聞いたんですけれども、三万五千七百四十二平米の農振農用地をつぶして郊外型の大規模店を誘致する計画で、現在、農村活性化土地利用構想を作成し、県東北農政局と事前協議中だと。地元の方の話では、農村活性化土地利用構想は議会の議決もない。町長が農協や商工会、学識経験者など十五人を集めて意見聴取しただけで決定された。しかも、農協、商工会は反対している。農地をつぶし、地元の商店街も生き残れない計画がこのショッピングセンターなんです。

都市と農村の交流の円滑化、活性化の名のもとに、農村活性化土地利用構想は農振外しの伝家の

宝刀とまで言われている。農水省自身が農地つぶしの援護射撃をしている、そう言っても同じではないか、こういうふうには私は指摘をしたいと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(渡辺好明君) 福島県の事例を御指摘がございましたけれども、結論から申し上げますと、どういふふうにするかということについては地元の町あるいは福島県において対処方針を検討しているところでございます。私も、まだこれは結論が出た話ではないというふうに思っております。

それから、大前提として申し上げたいんですが、けれども、やはり安易に地価が安いから、非常に使いやすい集団的なところだからということで農地をねらうということにつきましては、私どもは全くそういうふうなことで対応するのは問題があるというふうには思っております。

ただ、個別の事例につきましては、先ほど来申し上げておりますように、この活性化構想自身は市町村が決めますけれども、都道府県知事の認定がございまして、さらに、その大規模店舗などの用地につきましても、本当にそこだけで済んでいないんだらうか。それをつくることによって農用地区域に及ぼす利用上の支障があるのかないのか。それから、もし仮に万が一除いたとして残った農地の集団性が保たれるのか、土地利用が混在することにならないかということにつきまして、慎重にこの点をチェックしながら運ぶべき問題であるというふうに考えております。

○大沢辰美君 最後、大臣にお聞きしたいと思

います。今指摘しましたように、農村活性化土地利用構想によってなされる開発のための農地転用が進んでいることは明らかだと思ふんです。だから、農地確保のためには特例措置は見直すべきであり、除外基準の強化、厳格化こそが今必要であると思ふます。

自給率の向上を目指す大きな方針になった新農基法の論議、国会決議を踏まえて、農業を本

立て直して農地を農地とし、維持保全する確固たる規制強化、そして制度が不可欠であると考えますが、最後にお尋ねいたします。

○国務大臣(中川昭一君) あくまでも食料を安定的に供給するために自給率の向上、そしてそのためには必要な生産すべき農産物をつくっていくことによりまして、品目ごとの増産、自給率の向上によりまして全体的な自給率を向上させていく。そのためには、必要な農地を確保し有効利用し、そして生産の向上に資するようにしていくということでございます。

したがって、原則はあくまでも必要な農地を確保するというところで、さらに透明性あるいは公平性を一層強めた農振法の改正ということになるわけでございます。また、そのためには総合的な意味で、農村空間あるいは農用地を含めた全体がいかに有効的に活用されるかという広い意味を込めまして今回の改正をお願いしております。でございます、これが総合的に日本の食料の安定供給に資するという前提でこの法案を御理解いただきたいと思ひます。

○大沢辰美君 終わります。

○谷本健君 これまでの質問とかなり重複する部分がございます。既に、他の委員にお答えになった部分については省略しながら、簡潔な答弁をちょうだいしたいと存じます。

初めに伺いたいと存じますのは、これまでは農業生産が政策の基本そのものでありましたが、新しい基本法ができたことによって食料と農村政策というのが加わってきたという新しい特徴が出てまいりました。また、農業政策にしても、これまでとは違って国土や環境や景観の維持等、農業の持つ多面的役割を重視しなければならぬという時代に入ったということでもあります。

こうした農政のあり方の基本が変わったということに伴って、今回の農振法改正ではこれをどう反映させていくのか、その辺についてお考えがございしましたら、簡潔にお答えいただきたいと思います。

○国務大臣(中川昭一君) 四つの理念、繰り返

申し上げませんが、その中に必要な農地等の確保ということがございます。これは四条でございますが、一方、三条の方で自然環境の保全、良好な景観といったようないわゆる新たな多面的機能というものが盛り込まれておるわけでございまして、これらは決して別々のものではないというふうに認識をしております。

つまり、優良な農地というものが十分確保されることによつて、そこで生産される活動というのはやはり農村景観としての一つの典型的な事例でございます。それが都会の人あるいはめったに見たことのない人から見ると、あきすばらしい光景だなというふうに見られ、またやってくる方々御自身が自分たちが文字どおりそのすばらしい景観や条件の中でやることによつて一層意欲がわいてくるものではないかというふうに思っております。で、これはまさしく混然一体の意味があるというふうに理解しております。

○谷本健君 今の大臣の御答弁は、農業生産を通じての多面的役割という、そうした認識からするということ、農地の確保、有効利用というのが一層重大になったという意味のお話でございました。これまで、例えば中山間地の棚田などというのはもうどうでもいいと、農政はそういうふうな対処をまいりました。それから、都市農業については建設省の方へ市街化区域はもうすつかり渡してしまつて、都市農業についてもどうでもいいと、そう言わんばかりの農政をやつてまいりました。

ところが、今お話しになっております国土や環境、景観等々からしますと、中山間地域などの棚田というのはがっちり守つていかなきゃならない。そして、今度の基本法では都市農業についても言うべきことをきちんと守つておる、これは重視していかなくちゃならぬ。多面的役割からすれば中山間地域よりも都市農業の方が貢献度ははるかに高いですよ。

ですから、そういうふうな認識が変わつたというところからしますと、転用基準等についても当然

変化が出てきてしまふべきだと考えるんだが、その辺いかがでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 確かに新しい基本法の
中で、中山間地域の果たしている機能、それから
都市農業の持ついろいろな役割についてきちん
と位置づけが行われているところでありま
す。そういう観点から、改めてもう一度都市農
業に対してどういう政策を打ち得るかというこ
とも再構築すべきではないかと思っております。評
価についてはもう先生の御指摘のとおりでありま
す。

中山間地域の棚田等の農地の扱いにつきま
しても、現状でも例えば平場ですと二十町歩を
農地という扱いにしておりますけれども、中山
間ではそれより特例的に規模を下げるというふ
うなこともございますので、いづれにしても中山
間にとつて優良農地とは何かということを検討
すべき時期にきていると思っております。

そういう中で、やはり大臣からお話し申し
上げましたけれども、そこで営農がなされる、生
産活動が行われるということが先生の御指摘に
沿うものだと思っておりますので、農地が農地
景観が景観だけで形成されるものではないとい
うふうに思っております。

○谷本鶴君 さて、そこで伺いたいのは、今
改正で新たに農用地区域となる見込みのもの
の程度のことを見込んでおられるか。そして、
う一つの問題は、自給率向上との見合いで農
地の総量確保、数量的にきちっと出すという
のは困難だろうと思いますが、どの程度のもの
を目標としておられるか、その辺のところは
いかがでしょうか。

○国務大臣(中川昭一君) 現在の数字につ
いては、先ほどからも既に何回も出ておりま
すので省略いたします。

今回は基本法の方から、私は先ほどからお
話をしておりますけれども、やはり自給率とい
うものを設定する上で必要なのは何かとい
うことも農地の確保でございます。そういう意
味で、必要な農地を

いかに確保していくか、さらには利用率をい
かに上げていくかということが今後の最大の、
これは生産者だけではなく、国と自治体を含
めた最大の努力目標になってくるわけではな
いと思っております。

今度、新しい農振法に基づき定めること
になります。国の基本方針におきましては、
集約的な農地あるいは土地基盤整備が実施
された農地等の農用地域内の農地の面積に
ついては明示する考えでございます。農用地
域外の農地につきましても、一定の生産が行
われておるものにつきましては、自給率の観
点から必要な農地、望ましい農業構造を確
立する観点から、これに對してまいりたいと
考えております。

○谷本鶴君 それから、今の農地総量の確
保問題とあわせて、私、質問通告もしてお
りませんが、これまでの議論に全くなかつた
のでこの席で申し上げておきたいと思
うんですが、市場開放が進んで農産物価格
が下がってきたという状況、これは御存じ
ですね。既に耕作放棄地がふえているとい
う状況がそれなんです。

かつて、日本の米価は限界生産地の生産
費で決まるとい時代がありました。そういう
時代は農地の総量確保というのはいくら
でも、最近のように、輸入価格が農産物
価格決定に大きな影響を持つという時代
に入ってきたという、条件不利地から順次
耕作放棄がふえてくる、こういうふうな
状況が見られます。既にもうそれは始ま
っております。

でありますから、こういう問題にどう
対処するかということも含めて、そうした
点を計算に入れたら農用地確保とい
うのをやっていたいかなきゃならぬと思
うんです。その辺の認識は局長、あり
ますね。

○政府委員(渡辺好明君) もちろん、
国際化した時代の農業をどうするかとい
うことと大いに関係はあると思いま
す。

といいますのは、農地が農地だけで存
在するわけではなくて、その上で営ま
れている農業と大

いに関係があるわけではございます。とり
わけ、土地利用型農業についてこれから
どう持っていくかというところにつ
きましては、経営対策の強化充実とい
うことで受け皿を今つくりつづけて
いますので、国際化が進む、すなわち
耕作放棄がふえるだけの路線ではな
くて、それをいろいろな形でせき
とめるための対策もございまして、
また講じなければいけないと思
っております。

○谷本鶴君 そのことはこの後の質問
の中で伺いたいと思っております。宅
地化対策であります。

宅地化の需要にも計画的に対応するとい
うふうに出ているわけではあります
が、大型量販店の進出にどう対応す
るか、これは先ほど大沢先生の方
からも質問があったところでござ
います。これは量販店の進出で起
こっている調整区域での虫食いの
状況、これがまず一つあります
ね。それともう一つ見逃してな
らないのは、中心街の商店街が
崩壊をする、それが地域社会の
崩壊につながっているという
ような状況が今、全国的に起
こっているというところでござ
います。

問題はここだけじゃありません。大型
量販店の進出、在来の商店街が近
隣の食品加工業に頼んで集めて
いたものが全部アウトになって
いくという状況が起こっています
し、金の流れにしましても、これ
まで商店街に集まっていた金が
地域の銀行や地場の信用組合に
集中して、これが地域循環して
いたものが、今度は量販店に
行った金を全部が都市銀行が
吸い上げていく、資金の流れが
大きく変わってくるというた
いような状況等々が生まれて
まいります。でありますから、
この問題は農地の利用上の問
題ではない。地域経済、農村社会
を維持していく上での極めて
重大な性格を持った問題だ
というふうに言わなければなら
ぬと思っております。

その辺についての果たして認識とい
うのが農政当局にあるのかどうか。
このところの認識をきちんとして
いただきたい。そして、それに伴

う厳密な対応をしていただきたい。その
ところが欠落しますと、例えば茨城
県の守谷町で、あそこでのAMIの
出店計画があったわけでありま
すけれども、ああいう状況が今
度どきとやってくるという時代
が来る可能性なしとしません。
その辺の考え方がどうもう一
度ここで改めて伺っておきたい
のです。

○政府委員(渡辺好明君) 先ほど
もお話し申し上げたんですけれど
も、日本のような狭い国土の中
では商業用地と都市的な土地需
要との競合が不可避的に発生する
というの御指摘のとおりであり
ますけれども、安易な形で、地
価が安いところで、農地に出店
等を依存するというか逃げ込ん
でくる、こういうあり方は私は
疑問であり、厳密なチェックを
すべきであらうというふう
に考えております。そういうこ
ともございまして、先ほど来
の答弁で、幾つものバーをク
リアしていただければならぬ
というふうに申し上げました。

そういう点から考えますと、最後
に事例として挙げられました茨城
県守谷町におけるAMIの出店
計画のように、優良農地の農
業上の利用に重大な支障が生
じる場所に立地をしようとし
ては、当然のことながら農業
振興地域制度の趣旨から、今
回の改正後も引き続きその立
地は認められないというふう
に考えております。

○谷本鶴君 そのところはしか
とお願いしていただきたいと
存じます。

続きまして、線引きの見直し
問題をめぐって伺いたいと思
います。都市計画中央審議会
が線引き見直し論を打ち上
げております。それから、経
済戦略会議にしましても、市
街化区域の制限緩和とあ
わせて調整区域への開発許可
制の導入といましようか、
そういったような考え方を
出しております。どうやら
農振地域の中の調整区域、
未線引き都市計画区域等
々の転用緩和をねらいなが
らうとした構想が出されて
いるのかなという感じが
強い

ます。

都市計画法の対象の調整区域など見てみますという、農振法の農用地区域が相当存在しております。多面的役割という面ではこうした農業というものは、先ほども申し上げましたように、中山間地域の農業ないし中山間地域の農業以上の大きな役割を果たしておるわけであります。

政府はこの線引きの見直し論に対してどう対処していくのか、その考え方について伺いたいと存じます。

○政府委員(渡辺好明君) ことしの三月、都市計画中央審議会におきまして都市計画法の抜本改正を視野に入れた検討に着手するということがスタートしたということは承知をいたしております。ただ、その具体的内容につきましては、あるいは方向性につきましては私どもまだ何も承知をしていないところでございます。

現況、先生がおっしゃいますように、調整区域あるいは未線引き地域の中には立派な農用地区域と重複するところが相当面積あるわけでございます。私どもは、あくまでも農林漁業関係施策の展開という中で重大な関心を持つてこの審議、検討の模様を注視したいと考えております。

我々のスタンスは、やはり集約的な農地あるいは都市基盤整備事業が実施されたような農用地につきましてはこれをしっかりと守っていくという立場で臨みたいと思っております。

○谷本鶴君 建設サイドでそういう動きがあるということは今申し上げたとおりでありますけれども、そういう動きがあるときに、新基本法では都市とその周辺農業の振興政策、この考え方をびしと示しておるわけであります。この作業をする際に、建設省とは全く無関連である事項は出てきたのかどうか。やっぱり一定の相違があったのではないのかと私は判断するんです。その辺のことについて、何らかの経過があったとすればその事実について示していただきたいと思ひます。

それからまた、もう一つこの際申し上げておき

たいのは、とにかくこれは農業基本法じゃないんですから、食料・農業・農村基本法なんです。だから農村政策上からこれらの問題についてどう対処するか、このところをもう一つ明白にしてほしいと思うのです。農振白地にしましても未線引き地域にしましても、無秩序な開発というものは防いでいかなければなりません。防ぐ方法は何なのか。これはやっぱり地域的な土地総合利用計画、この種のものを立てていくという工夫があつて私はしかるべきだろうと思ふんです。農村政策をこつちはやるんですから、やる方の立場からすればその程度のことを考えて当然だと私は思ふんです。それらの点いかがでしようか。

○政府委員(渡辺好明君) 幾つかの御指摘があつたわけでございますけれども、基本法の中に、三十六条二項になります。都市及びその周辺における農業」というくだりで都市農業が位置づけられたわけでございます。「都市及びその周辺」ということで都市自身を含んでいるということに意味がございます。当然、内閣からの提案でございますので、その点につきましては建設省とも十分調整をさせていただきます。

それから、現実問題として市街化区域内等で生産緑地。これは都市サイドから見ましても緑の資源として営業を通じて比較的ローコストで緑が維持できるわけでございますし、いろいろな効用もあるわけでございますので、建設省御自身も私もこの制度を維持していくことについて意見は一致しております。

それから、今回の基本法と農林水産省設置法の中で農村地域の振興に関する基本的な施策の立案というものが農林水産省に課せられましたので、これから先はどれだけ私たちがこの内閣の中でイニシアチブを発揮できるかという責任をしようされていと思つておりますから、都市と都市周辺の農業、それから市街化区域等の中における農村の振興、都市といつても農村ともタブーのわけでございますので、そういう点につきましては精いっぱい努力をしたいと思つております。

○谷本鶴君 そうしますという、農用地確保については、二十ヘクタール以上の集団農地や土地改良の実施地域など農用地区域が四百三、四十万ヘクタールありましたよね。それは当然維持するけれども、農振白地でございますと六十三万ヘクタールありましたか、そうしたものをきちんとな念頭に置きながら農用地の確保を行っていくというお考えと承つておいてよろしいですね。

○政府委員(渡辺好明君) そのとおりでございます。何度申し上げて恐縮なんです、農振法だけで農地のすべてをカバーするというものではございませんで、農地法におきましても、例えば農用地区域外であっても甲種農地として優良な条件を備えた農地は転用原則不許可ということになつておりますから、そういうことも通じまして必要な農用地の確保に努めてまいりたいと思ひます。

○谷本鶴君 次に、都市農業振興問題について伺いたいと存じます。

何度申し上げておりますように、新しい基本法が都市とその周辺の農業振興をうたつたというのはまさしく時代の要請と合致をしております。都市の住民からしますと、コンクリートジャングル、効率一辺倒ではなくて、自然との共生のある潤いのある町づくり、最近では農業のある町づくりという話が方々に出てくるような時代になつておるわけであります。だが、農政上で言っていることは何なのかというと、それらの地域の都市農業といふのは、消費地に近い特性を生かして、直売活動であるとか、あるいは学校と一体となつた食農教育問題とか、市民農園としてやっていきなさいという考え方なんです。これだけで果たして都市農業を守れるとお考えになっておるんでしょうか。

○政府委員(渡辺好明君) 農政上からどういった支援を都市農業に対してやるかということにもつながると思ふんですけれども、確かに、例えば市街化調整区域であれば面的な事業はなかなかできないわけでございますけれども、農政の手法というものは、そういったハードなもので始まつて、

税制や融資、そういったものにまでかなり幅広く持つております。ですから、そういった特性を持つて多様ないろいろなことができる地域のものについては、補助金やハード事業よりは、むしろそういった税制、金融、あるいは小回りのきく小さな補助事業といったようなものが適しているというふうに思つております。

直販という話も出ましたけれども、直販にとどまらず、農業生産それ自体としても大変なウェイトを持つております。東京中央卸売市場の実績で見ましても、例えば立川のウドのようなものは、これは全国ナンバーワンでありますし、それぞれ地域で相当盛んな、業物であるとか土物であるとか、そういうものが行われておりますので、食料の安定供給という第一原則からしても軽視できないポジションにあると私は思ひます。

○谷本鶴君 確かに、局長がおっしゃられるようなところもあります。ところが、都市農業の持つ多面的機能のビジネス化というだけでは維持できないところも多いのもこれまで事実です。ですから、局長も御存じの、例えば千葉県の市川市とか埼玉県の草加市といったようなところでは、水害防止策としての水田の活用をやる、そのために水田農業の維持を可能とする助成政策を自治体が行つてきているといったような例等々がそれであります。そういう自治体の支えがあつてその地域の都市農業が維持されていると申し上げてよろしいと思ふんです。

なぜそれが合理的かといえば、例えば私どもは大阪などで随分見てまいりました。古くからの市街地に農地が残つていたのは東京よりも大阪の方が多かったですよ。そういうところで市街地農業がぶれていって、その後にでき上がつてきたものは何なのかというと、洪水防止として地下コンクリートです。あれは聞いてみると何のことではない、トン当たり二十万円もかかっているというんです。都市農業をつぶしたために防災上の問題として自治体が膨大な負担をしなきゃならぬ、そういったような問題等々が起こっているわ

それからまた、これからの子供たちの教育問題にとつて、あるいはまた食べ方を変えていくという問題を具体化していく上で都市農業が持つ役割というののはやはり知れないものがあります。でありますから、そういう点等々を持ちますと、都市にとつての農業が持つ役割というのは一体何なのか、そして農業が受け持っている管理コストというのの一体どの程度のものなのかといったような問題等々をやつぱりこちらから大胆に提起をしていくということが私は大事だろつと思つてゐます。そういう問題を我が方が提起しませんとつと、知らない人たちは、どんどん農業をつぶしていけばいいんだという考え方の人があるわけでありまして、それから、その辺は一体どうお考えですか。

○国務大臣(中川昭一君) 基本法の三十六条一項
でいわゆる多面的な機能、二項で都市農業の振興
というふうに書いてあることは先生御承知のお
りだと思ひます。

一つは、多面的機能と我々よく使いますけれども、文字どおり多面的でございまして、全国共通通の多面的機能というのはほとんどない、あるものものもありますけれども、そういう意味で、都市近郊部における多面的機能というのは、例えば先生今御指摘になりましたような子供たちの教育的な側面、あるいはまたレクリエーション、それから防災、そして遊水機能等々いろいろあると思います。

それから、同じ都市といひましても、東京と今御指摘のありました幾つかの町、都市、あるいは私の地元であります札幌とか、それぞれ少しずつ違ふと思います。いずれにいたしましても、都市における農業生産そのものの意義、それから農業あるいは農地を通じて都市住民に対して果たしてある役割というものは極めて大きいものがあるわけでございます。その意義というものは今後ますます大きくなっていくと思つております。したがいまして、そういう意味で、総合的に国として何ができるかということを我々も十分これから検討し、またいろいろと施策を講じていかなければ

しかし、一方では、上からの押しつけというのとよりも、下からのそれぞれの都市の特性なりニーズというものを十分聞いた上で、我々がそれを前提にして積極的なバックアップといひましようか、施策をやるという面ではやるのでありますけれども、現実問題としては、個々の都市のそれぞれのニーズに十分対応した形で施策を講じていく必要が極めて大事だというふうに認識をしております。

○谷本鑑君　水田を中心とした土地利用型農業活性化問題、このことについても質問通告しておりますけれども、時間が参りましたので、後日に譲りたいと存じます。

○阿曾田清君 自由党の阿曾田でございます。

通告いたしておりますのがほとんどもう質問に出しておりますので、述べるようなところが少なくなっておりますが、今回の改正は、今までの通達行政を改めて、法律化をして明らかにした上で事をなしていくという点と、それと国が基本指針を今回きちんと出して事に当たるといふようなことと、さらには農用地の中に担い手育成の研修のため除外地を設けて、そこに担い手育成研修施設等を設けるようなこと等が新たに加わったといふようなことであります。

一番心配しますのは、こういうことに改めたにいたしましても、農地の減少というものにはなかなか歯どめがきかないのではなからうか。どうやつて減少を食いとめて、そして将来に優良農地を引き継いでやつていくかという、そこがやつぱりポイントだろうと思うんですが、大臣としてのその決意をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

十年たつて、やつぱり同じように毎年三万ずつ減つていったということでは、当時の為政者はみみじんな何やつていたんだと、こう言われるようになって、こういう改めるんじやなからうかと思ひますので、こういう改善になったことによつてその減少率に歯どめがかかったというくらい思ひ切つた国からのいろん

○国務大臣(中川昭一君) 今回の法律の改正の趣旨は、今、阿曾田先生がおっしゃったとおりでございますから繰り返しません、その根底にあるのは、新しい基本法における四つの理念を中心とするこれからやっていかなければいけない数々の施策の一つという位置づけでございます。

そこで、優良農地を確保して自給率あるいは国内生産を増大させていくというための施策と相反する農地の減少というものの歯どめをどうしたらいいのかということでございますが、先ほど谷本

先生のお話にもありましたが、一つは国際化ということも原因としてあるわけですが、もう一つほかの要因といたしましては、やはり担い

手がいなくなった。高齢化してきたとか、あるいは意欲を失ったとかいうことによる耕作放棄という問題が大きいわけでございますので、少なくとも、この農地をきちっと守り発展させていくためには、利用を集積するという手法と同時に、やはり農家に新規に入ってきてもらいたいという施策を講じることも重要なのではないかと。

そのためには、魅力のある農業経営、あるいはまた農業のいい意味の実態を国民あるいは特に将来の子供たちに対しても十分御理解をいただくことによりまして、自分も農業を意欲を持って効率

的にやっているというような人たちを育成していくということも極めて大事なことじゃないか、人と優良農地というものがセットになってこれからの安定的な食料供給のスタートになるのではないかというふうに考えております。

○阿曾田清君 大臣の模範解答みたいな御答弁でございまして、要は、自給率を向上させていくにしても、農地がきちんと確保されておつて初めてそれは成り立つ話であります。また、耕地の利用

率というのが高まつてこそ自給率を高めることができる。ところが、ともに右下がりという状況でどこかで食いとめて転身を図らなきゃならない、それがまず第一発目の農振法の改正だということとら

え方からするならば、私は、違った手法というの
は、極端に言うと今度、国が指針を出す、
は市町村でそれぞれの振興計画を立てる、これはその町村計画を立てる、
とつびな話でありますけれども、例えばその町村計画を立てる、
なりその県で農地転用されて減った部分について
は新しく農地の開発を義務づけるというぐらいの、
の、代替用地を用意するぐらいの、それぐらいの、
計画のときに市町村なり県が取り組むというよう
なことが、私は思い切った農用地を確保する、保
全するという意味につながっていくんじゃないん
うかと思うんですが、それだけ踏み込んだことの
指針は考えておられますか、どうですか。

○政府委員(渡辺好明君) 優良農地が外にあれば、そういうことも一つのお考え方であろうと思います。ただ、私は、この問題は代替地があれば、あ

るいは代替地を求めるということについてはむしろ慎重に対応した方がいいのではないかと思っております。

といひますのは、代替農地を確保さえすれば農用地区域から外せます。したがって、形式的に農用地区域に余り質のよくない開発予定地とか農用地区域に入れてしまふというふうなやり方が考えられます。それから、優良性が乏しい農地が農用地区域に設定をされてしまふと、今度は私権の制限がかかってくるわけでございますので、その土地の所有者に対して果たして公平性の点からどうか

なといふこと。さらには、代替地の義務づけをしなすといふこと。また、代替地がないためにむしろ公共的な、公的なものが推進できないといふうなことも起こつてまいりますので、優良農地が常に存在する、そのような状況であれば一つのお考えと思ふんですけれども、

れども十分慎重にこの点は検討しないと、かえって悪用されるおそれもあるのではないかなという、ちよつと感想めいた答弁で申しわけないんですが、そう思います。

○阿曾田清君 局長の話はどちらかというと逃げ腰なんです。農用地、優良農地があればなんという、優良農地というものはそれはもう既に現存しているわけで、新たに畑地の用途を求めていく

とかということでもできるし、私は、市町村でできなかつたら県の全体の中でどこかを確保していくという、それが市町村と県と国とが今回それぞれ協議することによって一つの連携がとれるんじゃないかなと思うんです。

ですから、優良農地をきちんと確保するというのは、見つけていってそこで県全体としてキープしていくというくらいのはまりがなからぬと、恐らく十年たつて振り返つてみたときに、案の定四百万ヘクタール割つていたね、そうだったときに、本当にあのときの局長はうそを言ったなと、こういうことになりましたので、きょうの質疑の内容からして十年後どうだったかなと僕は見ているから、局長の時代、やっぱりできなかつたんじゃないかと、こういうことを言うかもしれないよ。

これは冗談といたしまして、まさに今回そういう指針を出して進むについては、思い切つた国の農地の確保、保全というのに対しては並々ならぬ姿勢があるんだということをひとつ示していただきたいと思います。

それともう一つは、農地流動化が最近進んできているようでありまだけれども、まだまだうまく使われていない。それが放棄地につながっている向きもありますし、あるいは管理不良園になっているところも出てきております。ですから、今回、農地流動化を今までのような農業公社なり農地保有合理化法人等々のそういうとらえ方でこのままいくのかどうか、もっと抜本的に流動化が進むような施策はないかどうか、あるいは耕作放棄地あるいは不地主対策、そういうものはどのように行おうとされておられるのか、有効に農地を使うという観点からお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(渡辺好明君) 私どもは日本の農地の過半を担い手に集積するというところでこれまで進めてきたわけですけれども、現在五百万の農地のうち約二百万という状況でございます。残り半分に達するまでが本当に苦勞が多いわけでございます。そういう点でこれまでのようなかけ声と抽象的なやり方での流動化を少し脱却いたしまし

て、具体的にその市町村で一体幾らだれに動かすかということでは現実の目標を立ててそれに向かって進み、なぜ達成できなかったのか、達成できなかった原因は何なのかということをチェックしながら進むということにしたいと思っております。

それから、流動化の手法が初めは所有権の移動から始まつて、今は利用権ということで賃貸借まで来ていますけれども、それだけではなくて、受け手の農業者の経営作業効率が上がればいいわけでありまして、期間借地の問題であるとかあるいは農作業の受託、委託という点にまで少しウィングを広げて流動化の対策を幅広くしたいと思っております。

それから最後に、農地法上、若干なりとも流動化を阻害するような規制もございしますので、これは次の農地法の改正の機会がありましたら速やかに変えていくというふうなことで臨みたいと思っております。

もちろん、これまでやってまいりました農地流動化推進、八万人を通じた掘り起こし活動等は継続をいたしますし、農地保有合理化事業についても若干の改善を加えながら進めたいと思っておりますけれども、何はともあれ具体的な目標を持つて検証しながら進むということだと思っております。

○阿曾田清君 そういう現実をもうちょっと直視されて、問題点を解決しながら、そしてより流動化が進む手だてを講じてやる、これは大事なことだと思ひますので、積極的に取り組み願ひたいと思います。

最後に、今回除外地として後継者、担い手の研修施設等は農用地から別に外してやる、こういうようなことではあります、具体的にどういう施設、どういふものを予定されておられますか、まずお聞かせ願ひたい。

○政府委員(渡辺好明君) 今回、追加的な計画事項として位置づけることといたしましたのは、農業を担うべき者の育成及び確保のための施設ということでございします。具体的には、就農準備校あるいは研修施設あるいは農作業の体験施設、そし

て気象あるいは就農等のための情報通信施設、こういった農業を担うべき者の育成と確保のための施設を、これまで以上に重要になってまいりましたので追加したいと考えております。

○阿曾田清君 私は、せっかく長野県四賀村に行つてまいりました。その四賀村では、都市と農村との交流を図るという観点でクラインガルテンという施設が五十数棟建つておりました。聞きまふところ、十数倍の応募者があつたということ、今もお入居したいという方が相次いでおるといふようなことであります。

私は、そのとき、ドイツの人から農村地域の活性化に必要なことは農業の垣根を越えて総合的に取り組む、それが農業開発だ、こういうお話を聞いて大変感動したわけでありまして、クラインガルテンの発祥地はドイツであるということ、その提案をしたのは何とヒトラーだったというお話もお聞きいたしました。へえと思ひながら驚いたわけでありまして、ああいうクラインガルテンという一つの自家菜園をして都市の方々がそこに自給を求める、こういうことで、そして一年通じて農業に親しむ、あるいは周囲の農村の方々と交流を図る。

まさに、こういう農地の荒れ果てたところにそういう施設を持つていかれるわけですね。私は、これはもつともつと伸びるというふうに思ひますし、都市の方々のそういう農業への理解を高めることができると思うんです。私は、むしろそういう施設、そういうものを、荒れ果てたと言つたらおかしいけれども、農地生産性の低いところにそういうクラインガルテン等の誘致と言つたらおかしいけれども、設置を全国で進めていくことによつて村おこしも生まれてくるんじゃないかろうかなと思ひますが、大臣に決意を述べていただいて、質問を終わります。

○国務大臣(中川昭一君) クラインガルテンとかワンダーフォーゲルというのはヒトラーが始めたということとは私も何かの本で読んだことがありますが、それは別にいたしまして、五月にフランス

の条件不利地域を見たときに農家民宿を見まして、すばらしいものだと思ひました。それから、市民農園的なクラインガルテンなんというの、ドイツが発祥でありますけれども、ヨーロッパでは非常に盛んだということでございます。

先生のおっしゃっていることは私も十分見えてまいりまして理解できるところでございしますが、そのために、ドイツ型、フランス型のクラインガルテンなり農家民宿というのが発展するためにもやはり意識とインフラの改革、向上というのが農家サイドあるいは都市住民サイド両方から必要なのではないかということがあつたのではないかと思っております。

具体的に申し上げますならば、受け入れる側の、都市住民の行動様式と言つたら変ですけれども、考え方に対する理解、あるいは生活基盤整備といった問題、あるいは景観の問題、自分の家の周りをいかにきれいにするかとか、そんなようなツフト、ハードを含めたいろいろなやるべきことがまだまだたくさんあるのではないかと。それから、都市側から見ても、いわゆるいい意味の田舎ですから、田園ですから、そこに行くのでありますから、やはり都市生活のようにすべてボタンを押せば済むという生活ではないんだと。自然に親しむということとは、不便とか不便じゃないとかいう次元を超えた、また歴史的にも人間の原点でもあるわけでございますし、そして自然に触れ合うことによるメリットというものを十分享受するという理解なくしては、お互いの理解とインフラ整備がなくてはだめだということを前提にしてぜひ進めていかなければならないことであらうと思っております。

なお、フランスにしてもイギリスにしても、非常に精密なそういうものに対する情報のマップのようなものがあるわけでございまして、その辺も含めてまだまだ日本はそういう方向にしていかなければいけないと思ひますが、やるべきことがたくさんあるなというふうに入思っております。

なお、一方、耕作放棄地イコルクラインガル
テンということではなくて、やはり中山間あるい
は耕作放棄地を何とか減少させる、あるいはもとの
のきちつとした農地に戻すということも一方では
大事なことでないか、両方意義があるのではな
いかというふうに考えております。

○阿曾田清君 終わります。

○石井一二君 WTO交渉の基本的な戦略につい
て、大臣のお考えをお伺いいたします。

○国務大臣(中川昭一君) WTOの次期交渉に、
来年からということですが、十一月の閣
僚会議が実質的なスタートになるわけでございま
す。

つい最近、数カ月間の空白の後のWTO事務局
長も決まったというふうに聞いております。そ
ういう時期、あるいは我が国内におきましては、
基本法を初めとする新たな法体制のもとで未来に
向かって日本の農業、そして食料の安定的な供給
発展という制度の大改革と軌を一にしておるとこ
ろでございまして、そういう方針と合致した形
で我が国の立場というものを諸外国に訴えていき
たいというふうに考えております。

現時点におきましては、七月末までに各国とも
基本的な考え方をだすということで、既に日本と
いたしましては、次期交渉に向けての日本の提案
というものを内外に明らかにしておるところでござ
います。昨日も消費者団体の皆さん方と懇談を
させていただきまして、WTOに向かうことにつ
いて御議論を、意見交換をさせていただきました。

ポイントには三つでございます。

農業交渉に関しましては、農業の果たす多面的
な役割というものの重要性、特にこれから地球が
いろいろと環境面あるいはまた社会生活面、経済
面、あるいは農業そのものについても非常に不透
明な世界の中で農業の果たす多面的役割とい
うのは非常に重要である。

そして二点目、そのうちの一つでございます
食料の安全保障というものは、これは貿易という
もの、つまりお金がなければ買わなくて済むとい

う性格のものではないわけでございしますから、そ
ういう意味で、発展途上国の飢餓問題等々も視野
に入れます。食料の果たす安全保障的な役割、ど
の国にもこれは受け入れられる考えではないかと
思っております。

そして三目目、現WTO協定におきましては
どうしても輸出国の権利義務と輸入国の権利義務
の間にはアンバランスがあって、輸入国たる我が
国としては、その次期交渉において輸出国、輸入
国の間のアンバランスを解消し、公平、対等なも
のにしていかねばならない。

以上三点がポイントでございます。

○石井一二君 私は、今手元に「次期農業交渉」
という七月五日付の毎日新聞の社説を持ってお
るわけでございします。実に正確に大臣がこの内容
を御答弁になったということで、大臣の記憶力に
対しまして改めて心から敬意を表したい、このよう
に考えておるものでございします。

私はもつと大臣が実は難解な答弁をされるだろ
うなと思つても、もちろん通告はしておりますので、
そのようなこともなかろうかと半信半疑で今
の答弁を聞いておたわけでございしますが、今、
我々は農振法の審議をいたしておりますが、同僚
各位がいろいろいい質問をして、まだ聞かぬや
々な問題も二、三通告はいたしておりますが、
私は、この一年間の農水委員会を振り返つて、や
や所見を申し述べさせていただきたいと思つてお
るものでございします。

一口に申しますと、例えば野球に例えるならば、
きょうオースターがあつて、また後半戦が始
まつて、やがて胴上げが起つて、消化試合をせ
にやいかぬというチームが出てまいりますが、法
案が衆議院を通過して参議院へやってくるだんだん
時間がたつと、農水省の答弁というものが消化試
合のような誠意のないものになりつつあるのでは
ないかというふうな気がしてしょうがないわけで
あります。

例えば、私は五月六日に、福島食品流通局長に
対して農水省の外郭団体、あるいはそこから注文

を受けておる下請受注企業、こういった実態に対
して天下りということについてどう感じておるか
というのを質問いたしました。これは職業選
択の自由だという答弁が出たわけですが、

今御承知のように、省庁再編というものが行わ
れ、また民間活力と規制緩和ということが時の大
きな流れになっておる。こういった中で、こういった
問題をぬけぬけと、これは職業選択の自由だとい
う憲法論理で看過するということにいろいろ大
きな問題があるのではないかと、私には、
ここの数週間考えてきたわけでありまして、

例えば、ここに「テーマ」八月号に、「税金
を食する官僚の天下り用子会社を許すな」というこ
とでいろいろ記事も出ております。

ここに私は一冊の本を持っておりますが、
その題名は「人間を幸福にしない日本」というシス
テム」という、これは割とベストセラーに近いカ
レル・ヴァン・ウォルフレンという方の書いた訳
本で、毎日新聞社から出ておりますが、その第四
章には官僚独裁主義として、約四十ページにお
つたて日本が今、世界の笑い物になっておるとい
うような一面を紹介いたしておるわけでありま
す。そういう中で、来年、私はこの委員会に置いて
いたでるかどうか、それはまだわかりませんが、
今後、極めて重要な農政の遂行に当たっては、ひ
とつ各議員の質問に対して誠意を持って答えてい
ただきたい、そのような気持ちを持っておるもの
であります。

こう申しますと、大臣は、そんなことはない、
我々は誠意を持って答えておるとおっしゃると思
いますので、もう一つ事例を述べますと、私は七
月八日に、二十四時間前の通告を出して、大臣、
十年後の農地の面積と専業農家の数と食料自給率
についてどのようにお考えですかと、こう申した
わけでありまして、

きょうも同僚各位がいろいろな数字を挙げて論じ
ておりますし、我々は新農業基本法のとときにこの
問題についてもいろいろ議論をした。少なくとも
今これぐらいだけれども、これぐらいであつては

しいと思ひます程度の答えを期待しておつたわけ
であります。その答えはふろの中で何とかとい
うような、そういう下品な言葉を私はよく言いま
せんが、そういう表現に値するような答えであつ
たように感じてならないわけでありまして、

それで、七月二十三日、数日前の朝日新聞を見
ておきますと、食料自給率で全国の都道府県別に
御丁寧に示してあるわけですが、それが発表になつ
ていますが、これは農水省が発表しておるんです
よ、局長。私はこんなものは恐らく不正確だと思
うんです。物がいろいろ国内で動いておるんです、
輸出入であればちゃんと通関統計があるものです
から。

だから、こういうことまでできる農水省が、十
年後の食料自給率についてビジョンもなきや数も
ない。私はこういうことと自体が非常におかし
いし、果たしてやる気がどのぐらいあるのかとい
うことを逆に聞かせてもらいたい、そのような気
がしてならないわけでありまして、

大臣も極めて御多用だと思ひます。何かカナダ
での五カ国農水大臣会議というものが延長になつ
たのじやないかと思ひますが、いろいろ含めてこ
の一年間を振り返つて、私が今申ししたことも含め
て、大臣の御所見を一言賜りたいと思ひます。

○国務大臣(中川昭一君) 一年間、国会でいろ
ろな御議論をいただきましたことにまず厚く御礼
を申し上げます。

特に、今国会では当委員会にかかわらない公庫
法のような法律も含めまして当農林水産省が提出
した法案が十五本あるわけでございまして、大変
な量でございします。そして、基本法という大変大
きな法律も御審議をいただいたわけでございま
す。

参議院先議のものを、では逆に衆議院に行つて
ということもあるわけでございしますが、決して衆
議院から回ってきたから手を抜いた答弁をしてい
るとは、私を初め農林水産省は全然そうは思つて
いないということをぜひとも御理解いただきたい
と思ひます。

なぜならば、参議院農水委員会の先生方は全員が極めて熱心な農政についての御理解と御見識を持ち、全員の先生方から御質問をいただいております。それぞれに大変に有意義、かつ、ある意味では厳しい御質問もいただいております。ごいいますので、そういう意味で、失礼な言い方かもしれませんが、そういう意味で、参議院と参議院とは何となく雰囲気も含めてやはり違うというふうに思っています。どっちがいい、参議院がいいなんてここで言うのと、衆議院の方で怒られますから申し上げられませんが、参議院には参議院のすばらしさというものが、立派さというのがあるということ、率直にこの場で申し上げさせていただきます機会を与えていただくと理解しております。

今後、これからますます農政が大事な時期にかかってまいりますので、国権の最高機関たる参議院においての御指導、御鞭撻をいただきます。これからは農政に全力を挙げて、この仕事に立ち向かっていきたいと思いますので、引き続きの御指導と御叱正あるいはまたいろいろな委員会の御議論をいただきますようお願い申し上げます。先生方の御叱正に對しての私の、突然でございましたので自分でも何を言っているかわからなくなりましたけれども、ありがとうございます。○石井一二君 大臣から非常にフレッシュな決意の表明がありましたので、以上をもって私の質問を終えたいと思います。

○委員長(野間超君) 他に御発言もないようです。から、本案に対する質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。

○須藤美也子君 私、日本共産党を代表して、農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案に反対の討論を行います。

反対理由の第一は、農用地区域の設定基準の法定化が中小農地に対する選別的規定を固定化することにあります。

農地の転用や耕作放棄地の拡大など、農地の減少に歯どめがかからない中で今必要なことは、農地を規模によって線引きし選別するのではなく、中小零細農地も含め、農地を農地として維持、保全するあらゆる手だてをとることです。しかし、現在、農用地区域の設定基準は、通達により十ヘクタールから二十ヘクタール以上の規模の集約的農用地に限定されています。これでは都市近郊や山間地の点在、零細農地は対象とはなりません。本法案は、この通達をそのまま政令として格上げし、中小零細農地に対する選別的規定を固定化するものです。

第二は、農用地区域の除外基準を法定化することですが、それによって転用規制が強化され、農地減少に歯どめがかかる保障がないことです。除外基準には、この間の規制緩和でリゾート法や農村活性化土地利用構想による例外的な取り扱いなど、多数の特例措置がつくられてきました。その結果、宅地やリゾート開発、大型商業施設等のための農地転用がなされ、進んでいっています。除外基準の法定化は、これらの開発行為のための農地転用を助長する特例措置をも政令として定めるものですが、これにより農用地区域の除外が厳格化されるものではありません。むしろ、転用規制の形骸化を固定化させ、農用地の転用、壊廃に拍車をかけるおそれがあるものです。

今、四一%と世界最低水準にまで低下した食料自給率を引き上げ、農業を再建することは国民的課題です。そのために、市場原理の導入でなく、採算のとれる生産活動を推進し、生産基盤としての農地を守る確固たる規制強化が不可欠です。しかし、本法案はその緊急な課題に反するものであると言わざるを得ません。

以上申し上げまして、反対討論を終わります。○委員長(野間超君) 他に御意見もないようです。から、討論は終局したものと認めます。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(野間超君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと稱ぶ者あり〕

○委員長(野間超君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。本日はこれにて散会いたします。午後二時三十分散会

七月二十三日日本委員会に左の案件が付託された。一、減反政策中止、食料の自給率向上等に関する請願(第四一三三三号)

一、食料の安全・安定的確保と国土の持続的発展のための農林水産試験研究機関等の独立行政法人化反対等に関する請願(第四一三四号)

第四一三三三号 平成十一年七月十二日受理 減反政策中止、食料の自給率向上等に関する請願 請願者 山口県柳井市千才二、一三三ノ二

紹介議員 須藤美也子君 第百三十一回国会で米を始めとするすべての農畜産物の輸入自由化を進めるWTO協定(世界貿易機関を設立するマラケシュ協定)の承認が強行された。しかし国会審議の中で、すべての自由化は国際的な義務ではなく、各国が自由化除外品目を設定していることが明らかになった。アメリカではWTO協定よりも国内法が優先することさえ確認している。WTO協定が実施に移されれば地域農業が壊滅的な打撃を受けることは政府自身も認め、第百三十一回国会での国会決議にも述べられているとおりで、三十七%しかない食料自給率(平成五年度)は、いよいよ低下してしまふ。また、WTO協定では食品の安全基準の緩和も義務

付けられ、抗生物質やホルモン剤、これまで認められなかった農薬の残留、大量の新たな添加物の使用も容認されるなど、国民の命と健康にとっても大変な事態となる。

ついては、国民の食糧と健康、地域農業・地域経済を守るため、さらには世界の食料不足に備えるためにも、次の事項について実現を図りたい。

一、減反をやめるなど地域農業を守り、食料自給率向上のための施策を実施すること。

二、輸入米と国産米のブレンド販売はやめること。学校や病院・保育所の給食は、国産米百%で供給すること。

第四一三四号 平成十一年七月十二日受理 食料の安全・安定的確保と国土の持続的発展のための農林水産試験研究機関等の独立行政法人化反対等に関する請願 請願者 茨城県古河市大字古河一三三ノ一

紹介議員 須藤美也子君 小川一哉 外千二百五十七名 この請願の趣旨は、第一七二二号と同じである。

第二十一号(その二) 中正誤

ベジ 段行 誤 正 御努力 御協力